

第2次宇城市環境基本計画

(2017－2026年度)

中間見直し版

宇城市

はじめに

宇城市は、不知火海・有明海によって育まれる海の恵みと、九州山地が織り成す緑豊かな自然の中にあり、四季折々に彩りに富む魅力あふれるまちです。

この恵まれた環境を守り次世代に引き継ぐため、平成 29（2017）年度に「第 2 次宇城市環境基本計画」を策定し、計画期間を令和 8（2026）年度までの 10 年間とし、施策等を推進しているところです。

この間、気候変動がもたらす影響は深刻度を増し、地球温暖化対策の重要性が世界的に議論されております。

そのような中、国は令和 2（2022）年 10 月に「2050（令和 32）年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を宣言し、令和 3（2021）年に開催された気候サミットでは、令和 12（2030）年度に温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 46%削減する方針を打ち出し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

また、令和 2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、全世界においてこれまでの生活様式を変えてしまうような影響を与えています。

このように、社会情勢が大きく変化する中で、環境基本計画をより実効性のあるものとするために、計画の中間年度である令和 4（2022）年度に目標値や施策等の見直しを行いました。

宇城市では、引き続き市民のみなさま及び事業所のみなさまと連携・協力しながら、市の目指す環境像の実現に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

令和 5（2023）年 3 月

宇城市長

守田憲史



目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 策定の背景と意義…………… P. 3
- 2 計画の性格と位置づけ…………… P. 4
- 3 計画の期間と対象…………… P. 5
- 4 本市の概況…………… P. 6

第 2 章 計画の基本的な考え方

- 1-1 第 2 次宇城市環境基本計画の 5 年間を振り返って…………… P. 12
- 1-2 第 2 次宇城市環境基本計画の 5 年間の検証…………… P. 16
- 2 目指す環境像…………… P. 22
- 3 進むべき方向性と環境目標…………… P. 23
- 4 施策の体系…………… P. 24

第 3 章 分野別基本計画

- 環境目標 1 (自然環境)：豊かな自然とともに生きるまち…………… P. 27**
 - 個別目標 1-1：豊かな森・農地・里山・生き物を守り育てます…………… P. 28

- 環境目標 2 (生活環境)：健康で安心して住み続けられるまち…………… P. 33**
 - 個別目標 2-1：爽やかな澄んだ空気を守ります…………… P. 34
 - 個別目標 2-2：清らかな水環境を守ります…………… P. 36
 - 個別目標 2-3：安らぎある生活環境を守ります…………… P. 40
 - 個別目標 2-4：災害に対応できるまちを目指します…………… P. 42

- 環境目標 3 (都市環境)：地域の個性あふれる美しいまち…………… P. 45**
 - 個別目標 3-1：花と緑に囲まれたまちづくりを進めます…………… P. 46
 - 個別目標 3-2：まちの美観向上に努めます…………… P. 48
 - 個別目標 3-3：まちの歴史や文化を大切にします…………… P. 50
 - 個別目標 3-4：人と環境に配慮した交通体系を目指します…………… P. 52

環境目標 4 (循環型社会) : 資源を循環利用する環境にやさしいまち ..	P. 55
個別目標 4-1 : ごみを減らし資源を有効活用します	P. 58
個別目標 4-2 : エネルギーを有効活用します	P. 60
個別目標 4-3 : 環境と経済が好循環するまちを目指します	P. 62

環境目標 5 (地球環境) : 未来を思いやる地球に貢献するまち	P. 65
個別目標 5-1 : 地球温暖化の緩和に取り組みます	P. 68
個別目標 5-2 : 地球環境保全への貢献活動を推進します	P. 70

環境目標 6 (環境活動) : みんなで築く協働のまち	P. 73
個別目標 6-1 : 貴重な自然を学び・守ります	P. 74
個別目標 6-2 : 協働による環境活動を展開します	P. 76

第 4 章 計画の推進にあたって


1 推進主体	P. 80
2 推進体制	P. 81
3 進行管理	P. 82

資料編

資料 1 市の主な環境施策	P. 84
資料 2 宇城市環境基本条例	P. 94
資料 3 策定の経緯	P. 99
資料 4 用語集	P. 101

第1章

計画の策定にあたって

- 
- 1 策定の背景と意義
 - 2 計画の性格と位置づけ
 - 3 計画の期間と対象
 - 4 本市の概況

1 策定の背景と意義

本市は、平成 19 (2007) 年に第 1 次宇城市環境基本計画を策定し、市民一丸となり、より実効性のある環境活動のもと、より良い環境を次世代に継承すべく、様々な環境施策を推進してきました。第 1 次計画が平成 28 (2016) 年度に目標年を迎えたことに伴い、これまでの取り組みを検証し、社会情勢の変化を見据え、新たな環境問題に対応するため、第 2 次宇城市環境基本計画を策定し 5 年が経過しました。

この 5 年間に、地域を取り巻く環境や社会情勢の急激な変化とともに、国際的な取り組みも大きく変化しました。

平成 27 (2015) 年には「持続可能な開発目標 (SDGs)」の設定や「パリ協定」における国際的な環境政策の導入、令和 2 (2020) 年 2 月ごろから世界に広まった新型コロナウイルスによる感染拡大防止のための人々の生活の変化、国内でのプラスチック製品の環境負荷低減施策、さらに令和 4 (2022) 年 2 月に勃発したロシア国のウクライナ国侵攻により世界平和の均衡の瓦解など、様々な動きがありました。

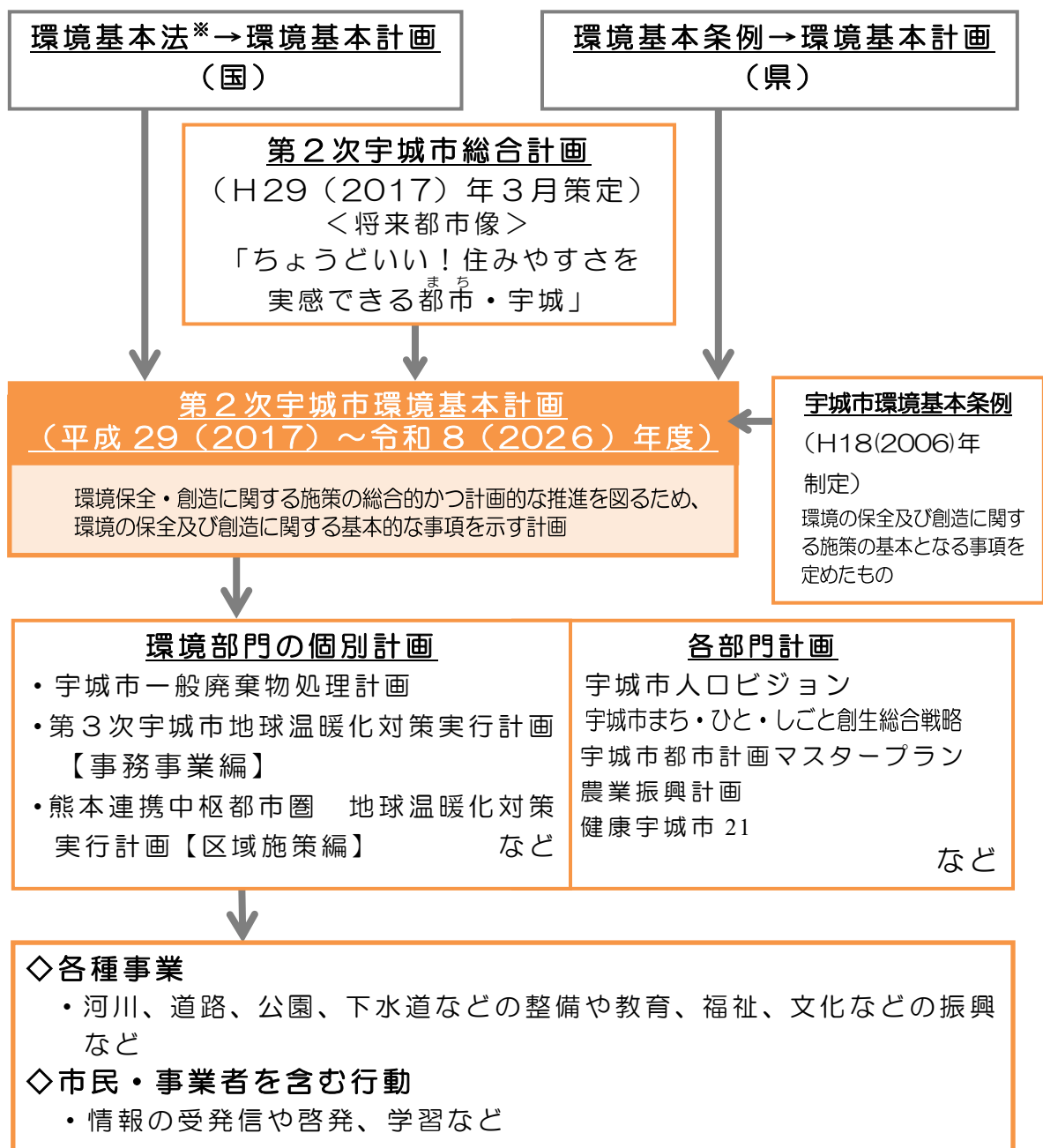
また、宇城市を含む 19 市町村で構成された「熊本連携中枢都市圏」が設立され、その中で共同で地球温暖化対策の施策を実行するため、同連携都市圏で共同策定した「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」、及び宇城市にて策定した「第 3 次宇城市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を基に、令和 32 (2050) 年度に二酸化炭素排出量実質ゼロ (カーボンニュートラル) の達成に向けて、具体的な取り組みを始めています。

今回の見直しは、基本的な方針等についてはこれまでの目標を踏襲しつつも、新しい取り組みや考え方、市民の意識調査の結果を基にした目標値の修正を行いました。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、宇城市環境基本条例に掲げられた「市民、事業者及び行政が一体となり、これらすべての者の創意工夫と協働*により、宇城市の自然豊かな環境を保全し、よりよい環境を創造するとともに、潤いと安らぎのある魅力的なまちづくりを推進していく」という理念の実現に向け、本市が環境行政を推進するうえで、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画です。

<宇城市環境基本計画の位置づけ>



3 計画の期間と対象

(1) 期間

本計画の期間は、平成 29(2017)年度を初年度とし、令和 8 (2026) 年度を目標年次とする 10 年間とします。なお、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、科学技術の進展などを踏まえ、概ね 5 年後を目途に計画の見直しを行います。



(2) 対象

本計画の対象とする環境の範囲は、生活に身近な環境の観点をはじめ、生活や事業活動に伴う観点、地球規模の環境の観点など、以下に掲げる範囲とし、幅広い視点で捉えることとします。

自然環境	○野生生物の生息環境や森林、水辺などの生態系 [※] を含めた環境
生活環境	○大気、水、地盤、騒音、振動、化学物質など、健康な市民生活に関わる環境
都市環境	○水や緑に親しめる生活空間、歴史的・文化的まちなみなど快適性に関わる環境 ○地域特性を生かした良好な都市景観
循環型社会 [※]	○廃棄物などの発生を抑制し、そのうち有用なものを循環資源として利用することで、環境への負荷が低減される社会
地球環境	○地球温暖化 [※] 、オゾン層 [※] 破壊など地球規模の環境
環境活動	○環境教育・環境学習、環境保全活動

(3) 計画区域

本計画の対象は、宇城市の行政区域とします。ただし、広域的視点に立って解決を図っていくべき問題や、連携することにより効果が得られる事項については、周辺自治体や関係機関との協力体制を深めながら、推進していくものとします。

4 本市の概況

(1) 位置

本市は、熊本県のほぼ中央、西に伸びる宇土半島とその基部に位置しており、県都熊本市と県南の工業都市八代市とのほぼ中間にあります。

北は宇土市と熊本市、南は八代郡氷川町と八代市に接しています。西は天草五橋の1号橋である天門橋を介して上天草市とつながっており、東は中山間地域の美里町に接しています。

東西約 31.2km、南北約 13.7km と東西に長い形状で、面積は 188.61 平方キロメートルです。



(2) 沿革

本市一帯は、不知火海や東部の山々などの豊かな自然と温暖な気候風土によって、縄文・弥生時代から生産活動、文化活動が営まれてきました。古墳時代の小田良古墳、宇賀岳古墳などの装飾古墳や、中世の豊福城跡・豊田城跡などの中世城址がその歴史を今に伝えています。江戸時代には松橋町の大野川と砂川に挟まれた地域で、約 200 年間に渡る干拓事業が行われており、干拓地では現在に至るまで稲作、施設園芸を中心とした農業が営まれています。

本市は、平成 17 (2005) 年 1 月 15 日、下益城郡松橋町、小川町、豊野町、宇土郡三角町、不知火町の 5 町が合併して「宇城市」となりました。旧 5 町は、明治 22 (1889) 年の町村制施行と昭和 30 (1955) 年代の昭和の大合併により、それぞれ複数の町村が合併して成立しました。それから約 60 年が経ち、今日の宇城市に至っています。

(3) 地勢

市西部は、宇土半島の南向きの斜面で、市東部は、水晶山(標高 341m)など標高 100~500m級の山々に囲まれ、南東部は九州山地と連なっています。

宇土半島の基部は東から西へ向けて低く、南西部は海拔 20m 以下の平野となっています。特に国道 3 号より西側の地域は、江戸時代にできた干拓地であり、海拔 0 m 以下の所もあります。

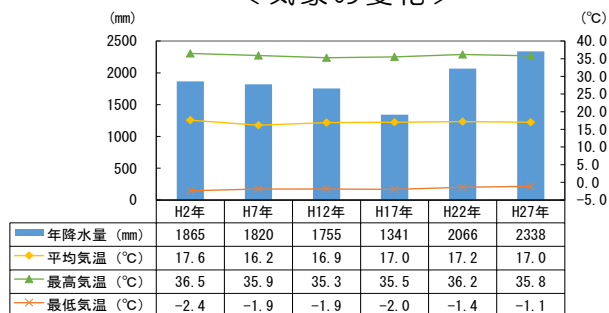
主な河川は、市東部の山地から平野部をとおり不知火海に流れ出る大野川、五丁川、八枚戸川、砂川のほか、宇土半島の山地・丘陵地を水源とする波多川、郡浦川、浦上川、長崎川などがあります。

地勢で特徴的なのが干潟とため池です。大野川や五丁川の河口付近をはじめ、不知火海沿岸はほとんどが干潟となっています。戸馳島の西部沿岸などでは、藻場をみることもできます。また、ため池は県下最大の人工ため池である萩尾溜池や鑑ヶ池をはじめとして数多くあり、これらのため池は重要な農業用水となっています。

(4) 気象

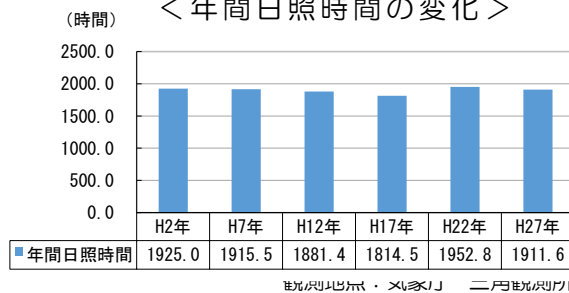
本市の気候は、平成 27(2015)年では、平均気温が 17.0℃、最高気温は 8 月観測で 35.8℃、最低気温が 2 月観測で -1.1℃で、熊本市に比べて最低気温が高く、温暖です。平成 17 年から年間降水量は増加傾向となっています。年間日照時間、最高・最低気温と平均気温は微増減を繰り返しながらほぼ同程度を維持しています。

＜気象の変化＞



観測地点：気象庁 三角観測所

＜年間日照時間の変化＞



観測地点：気象庁 三角観測所

＜H27年 本市の気象と熊本市の比較＞

	三角	熊本
年間降水量(mm)	2338.0	2292.0
平均気温(°C)	17.0	17.2
最高気温(°C)	35.8	37.1
最低気温(°C)	-1.1	-2.8
年間日照時間(時間)	1911.6	1867.3

観測地点：気象庁 三角観測所

(5) 人口と世帯数

昭和 55 (1980) 年以降人口は増加傾向でしたが、平成 7 (1995) 年以降は緩やかに減少傾向になっています。松橋インターチェンジ、市役所などの公的機関や商業施設が集中する松橋町に総人口の 4 割強が居住しています。市全体の世帯数は、平成 2 (1990) 年以降増加し続けており、平成 27 (2015) 年までの 25 年間で 3,516 世帯、20%弱の増加となっています。

年齢 3 区分別人口をみると、14 歳未満の年少人口は減少する一方、65 歳以上の高齢人口が増加しており、平成 27 (2015) 年には初めて高齢化率が 30% を超え 31.4% に達し、令和 2 年 (2020 年) には 35.1% に上昇しており、本市の少子高齢化は急速に進行しています。

<人口・世帯数の推移>



○町別人口構成割合の推移

年	宇城市		三角町		不知火町		松橋町		小川町		豊野町	
	人口(人)	構成割合(%)	人口(人)	構成割合(%)	人口(人)	構成割合(%)	人口(人)	構成割合(%)	人口(人)	構成割合(%)	人口(人)	構成割合(%)
平成17年	63,089		9,697	15.37	9,608	15.23	25,335	40.16	13,588	21.54	4,861	7.70
平成22年	61,878		8,589	13.88	9,265	14.97	26,103	42.18	13,199	21.33	4,722	7.63
平成27年	59,756		7,719	12.92	8,780	14.69	26,060	43.61	12,921	21.62	4,276	7.16
令和2年	57,032		6,689	11.73	8,283	14.52	25,945	45.49	12,294	21.66	3,821	6.70

<年齢 3 区分別人口と高齢化率>

出所：国勢調査



【参考】高齢化を示す指標	
高齢化社会	65歳以上人口の割合が7%以上
高齢社会	65歳以上人口の割合が14%以上
超高齢社会	65歳以上人口の割合が21%以上

○年齢(3区分)別人口の推移 (単位：人)

年	総数	15歳未満	15歳以上65歳未満	65歳以上	年齢不詳
平成17年	63,089	8,740	38,258	16,088	3
平成22年	61,878	8,272	36,357	17,118	131
平成27年	59,756	7,833	33,129	18,738	56
令和2年	57,032	7,189	29,603	19,919	321

※割合は、年齢不詳を除いて算出

出所：国勢調査

◆宇城市人口ビジョン（平成 28（2016）年 1 月）

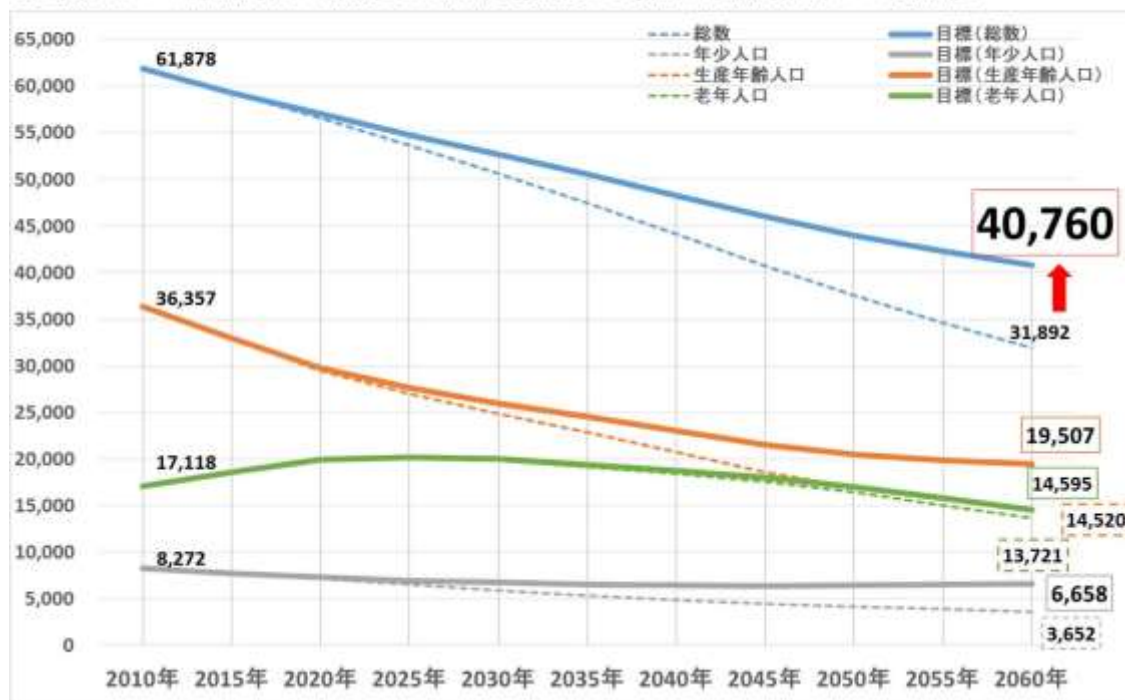
平成 28(2016)年に策定された宇城市人口ビジョンによると、本市の人口は今後急速な減少傾向となります。本市では、令和 42(2060)年の総人口の目標を 40,760 人とし、人口減少を抑制するため様々な取り組みを推進しています。

人口減少、少子高齢化社会の到来を受け、国は重点施策として「国土のグランドデザイン 2050」を策定し、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク*の実現を推進しています。公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりにより、人と環境にやさしいまちづくりに取り組むことが重要となります。

＜将来人口の推計と将来展望人口の目標値＞

○点線：自然増減及び転入出の状況が、概ね同水準で推移すると仮定した場合の将来人口の推計

○実線：人口の将来展望の仮定とした条件を達成した場合の将来展望人口の目標値



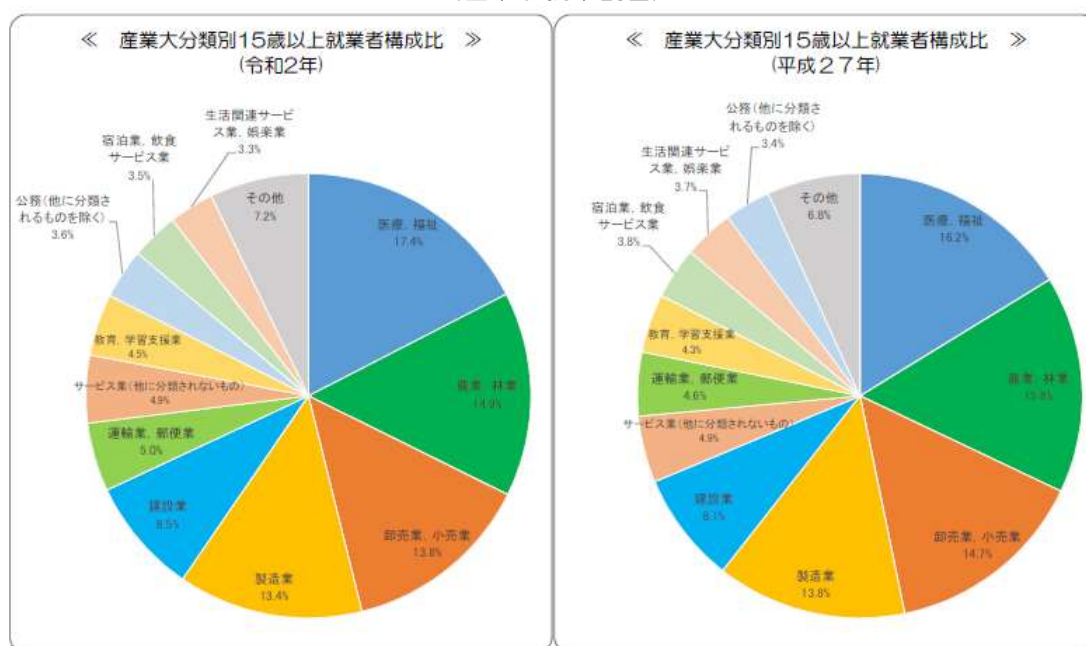
出所：宇城市人口ビジョン

(6) 産業

平成 27(2015)年と令和 2 (2020) 年の 15 歳以上産業分類人口をみると、「医療・福祉」が 17.43%、次いで「農業・林業」が 14.9%、「卸売業・小売業」が 13.8%、「製造業」が 13.43%となっており、この 4 産業で全体の約 6 割を占めています。

産業大分類別の就業者割合を前回調査と比べると、「医療・福祉」が 1.19 ポイント上昇しており、最も割合が拡大しています。

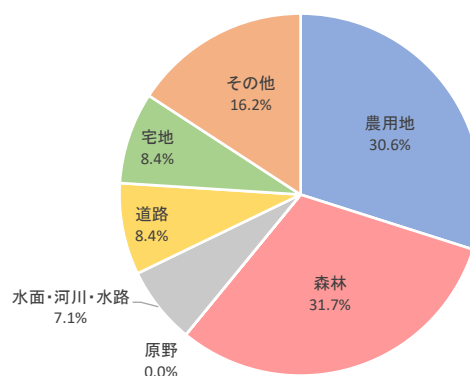
〈産業別就業割合〉



出所：国勢調査

(7) 土地利用

宇城市の土地利用は農用地が 30.6% (5,770ha)、森林が 31.7% (5,982ha)、水面・河川・水路が 7.1% (1,333ha) と、全体の約 3 分の 2 強が自然的土地利用です。一方、宅地は 8.4% (1,580ha)、道路は 8.4% (1,149ha) と、都市的利用は 16.8% となっています。また、本市に複数点在するゴルフ場を含むその他の土地利用の面積が、16.2% (3,047ha) となっています。自然的土地利用が減少し、都市的土地利用が増加傾向となっています。



出所：H27 年熊本県土地利用現況調査 (県地域振興)

第2章

計画の基本的な考え方

- 1-1 第2次宇城市環境基本計画の5年間を振り返って
- 1-2 第2次宇城市環境基本計画の5年間の検証
- 2 目指す環境像
- 3 進むべき方向性と環境目標
- 4 施策の体系

1-1 第2次宇城市環境基本計画の5年間を振り返って

1 環境を取り巻く現状について

(1) 地球温暖化対策

平成 27(2015)年に地球規模の環境危機を反映し、「持続可能な開発目標(SDGs)」や「パリ協定」が採択されました。この協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃以内に抑えるとともに、1.5℃以内に抑える努力をするため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトさせ、21世紀後半には温室効果ガス排出量と森林等による吸収量とのバランスをとることを目標として掲げており、アメリカ、中国、インドや日本等主要排出国を含む150か国以上の国が締結しています。

国は、令和2(2022)年10月に「2050(令和32)年温室効果ガス排出実(カーボンニュートラル)を宣言し、令和3年(2021)年4月に開催された気候サミットでは、令和12(2030)年度の削減目標について、平成25(2013)年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けることを表明しました。その他、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正や、地球温暖化対策計画の改訂等、国内の温室効果ガス排出削減に向けた方策の充実が図られています。

宇城市においては、国のカーボンニュートラル宣言に先駆けて令和2年(2020)年1月に、19市町村で構成された熊本連携中枢都市圏を結成し2050(令和32)年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すために、全国初の共同策定の地方公共団体実行計画(区域施策編)となる「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を令和3(2021)年3月に策定しました。当該計画は、熊本連携中枢都市圏内の住民や事業者等の活動により排出される温室効果ガス削減に向けた方向性を示すものであり、市内の温室効果ガス削減に向けて、本市も一事業者として事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減する努力を行うものです。

また、令和4年(2022)年3月に、「第3次宇城市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、国及び熊本連携中枢都市圏の目指す「2050(令和32)年温室効果ガス排出実質ゼロ」の達成に向け作業を進めています。

(2) SDGsについて

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12(2030)年を達成年限とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(SDGs(持続可能な開発目標) (出典)国連広報センター)

国内においては、政府が「SDGs 推進本部」を平成 27 年(2016)年 5 月に設置し、中長期戦略である「SDGs 実施指針」を策定。令和元年(2019)年 12 月に初めて同方針の改定を行っています。具体的内容は、今後の推進体制における政府及び各ステークホルダー(この取組みに係る利害関係人及び団体)の役割と連携の必要性について明記しています。

国としての取組を加速させるため、全省庁による具体的な施策を盛り込んだ「SDGs アクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面で SDGs を推進しています。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和 2(2020)年 2 月ごろから世界に広まった新型コロナウイルスは、人々の生活を根底から変えてしまうような影響を与えており、今もなお世界中に多大な影響を与えています。企業においては、テレワーク(在宅勤務)やインターネットを利用した WEB 会議の利用が急速に拡大し、消費者においては、感染防止のためマスク着用や外出自粛が推奨され、経済の循環が停滞して各方面に影響を及ぼしています。

企業の生産性低下による温室ガス排出が低下する中、外出自粛により家庭での電力等の使用増加により温室効果ガスが増える現象や、テレワークにより企業からのごみの量が減る中、家庭でのごみの量が増えるなど、これまで経験のない状況に社会が変貌しています。

そのような中、政府は令和5(2023)年度当初に、感染症対策基準のレベルを2類相当から5類に引き下げる検討を行っており、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動との両立をさらに高い次元で実現する施策に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症が、これからどのように変化していくかは不透明ですが、新しい生活様式を進めながら環境に配慮した行動を行っていくことが必要と考えられます。

(4) 廃プラスチックについて

海洋プラスチック等の海洋汚染が世界的な課題になり、国は令和元(2019)年5月、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、海洋プラスチックごみのマイクロプラスチック化による生態系への影響を未然に防ぐよう取り組みを行っています。また、国民への意識付けを行うため、令和2年(2020)年7月、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等のレジ袋の有料化を開始し、現在ほぼ浸透してきているといえます。

宇城市においても、各課ごとにプラスチックごみを集め、毎月の庁舎内分別収集で回収し再資源化を行っています。

(5) 食品ロス削減に対する取り組みについて

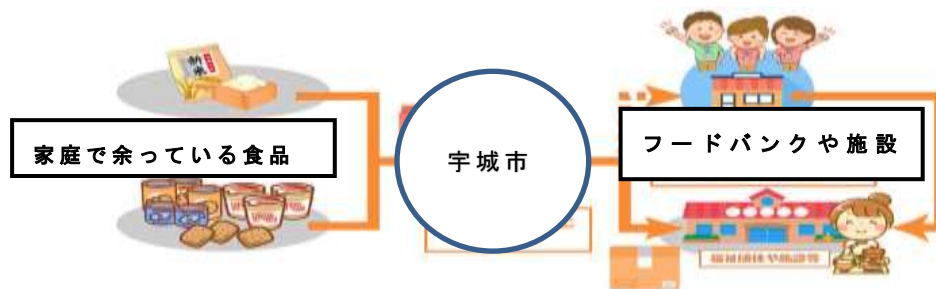
本来食べられる食品をごみとして捨ててしまう「食品ロス」問題。環境に多大な負荷を与えるため、国は令和元(2019)年10月「食品ロスの削減の推進に関する法律」を策定し、その削減に取り組んでいます。

宇城市においては、熊本市を中心としてその近隣18市町村から構成された熊本連携中枢都市圏において、各自治体と協同して食品ロスを削減する「フードドライブ」を10月と1月に実施し、市民の方々から多くの食材をご提供いただき、フードバンク等へ提供しています。

宇城市のフードドライブについて

熊本市を含む19市町村で構成された熊本連携中枢都市圏において、各市町村ごとに実施時期を調整・平準化して、8月から12月まで実施しています。

(宇城市は10月に実施) これにより、提供先であるフードバンク熊本での安定的・継続的な在庫の確保に繋げるとともに、食品ロス削減に向けた取り組み推進を図っています。また、宇城市独自で1月にも実施し、宇城市役所本庁及び各支所に多くの食品をご提供いただいています。





令和 5 年 1 月実施の際ご提供いただいた食品

(6) 世界情勢の変貌

令和 4 (2022) 年 2 月に勃発したロシア国のウクライナ国侵攻により、世界平和の均衡が崩れ各国がその国の国益のため対立する構図となってしまいました。そのような中、特にロシア国が供給する原油・天然ガス等について不安定要素が増え、供給先の国々に影響が出始めています。カーボンニュートラルを目指し環境負荷の大きい原子力発電や火力発電から撤退を表明した国が、再びそのエネルギーに頼らざるを得ない状況に追い込まれ、地球温暖化対策における環境維持の難しさを露呈しています。日本においても、ロシア国の原油供給の不安定化と OPEC の石油増産の見合わせという板ばさみの状況の中、電気・ガス・ガソリン・灯油等の値上がりに悩まされています。

1-2 第2次宇城市環境基本計画の5年間の検証

第2次環境基本計画の指標項目のうち、5項目で目標を達成しています。また、達成に近づいている指標を含めると53%の進捗がみられ、全体として緩やかであります改善の傾向にあります。

以下に第2次環境基本計画の指標項目と5年間の実績値を示します。

環境目標	指標項目	当初値 (H29年度) ※1	当初 中間目標 (令和4年度)	中間目標 実績値 (令和4年度)	評価 ※2・3
豊かな自然とともに 生きるすまち	自然の美しさに対する満足度	40.4%	45%	42% (※4)	!
	森林面積	5,956ha	5,880ha	5,940ha (※5)	○
	エコファーマー※認定農家数	292戸	300戸	72戸	-
	自然にふれあえる場所の多さに対する満足度	24.9%	30%	27% (※4)	!
健康で安心して住み続けられるすまち	空気のきれいさやにおいの満足度	43.7%	45%	45% (※4)	◎
	海の水のきれいさに対する満足度	15.2%	20%	17% (※4)	!
	河川の水のきれいさに対する満足度	11.3%	16%	11% (※4)	!
	湖沼の水のきれいさに対する満足度	7.5%	12%	9% (※4)	!
	汚水処理人口普及率	80.3%	84.3%	83.4%	○
	静かさに関する満足度	42.2%	45%	41% (※4)	!
地域の個性あふれる美しいすまち	緑の多さに対する満足度	51.9%	55%	51% (※4)	!
	市民による花壇管理団体数	164団体	170団体	154団体	!
	まちなみの美しさに対する満足度	15.2%	20%	19% (※4)	○
	まちの道路の清潔さに対する満足度	18.8%	25%	23% (※4)	○
	市民の交通環境の利便性に対する満足度	10.8%	20%	14% (※4)	!

環境目標	指標項目	当初値 (H29年度) ※1	当初 中間目標 (令和4年度)	中間目標 実績値 (令和4年度)	評価 ※2・3
資源を循環利用する環境にやさしいまち	1日一人あたりごみ排出量	847.7g	829.0g	963g	!
	リサイクル率	21%	22.3%	25.3%	◎
	過剰包装の簡素化や買物袋持参に取り組む市民の割合	80.2%	82%	93% (※4)	◎
	水の節約に取り組む市民の割合	71.7%	75%	78% (※4)	◎
	電気の節約に取り組む市民の割合	82%	85%	84% (※4)	○
	ガスの節約に取り組む市民の割合	67.6%	70%	82% (※4)	◎
	環境にやさしい製品の購入に取り組む市民の割合	62.5%	65%	65% (※4)	○
未来を思いやる地球に貢献するまち	市の公共施設の年間使用電力量	4,070千kwh	4,000千kwh	4793千kwh	!
	市の公共施設の太陽光発電などの導入における自然エネルギーの活用	55千kwh	66千kwh	50千kwh	!
	市ホームページにおける環境情報の発信	10回	12回	10回	!
協働のまち	環境に関するイベント・キャンペーン・シンポジウムの実施回数	3回/年	5回/年	2回/年	!

※1 「中間目標値」は、本計画を策定した平成29年度に設定した令和4年度の目標値です。

※2 評価は、「中間目標値」と「中間目標実績値」を比較したものです。

※3 評価の凡例

◎	達成しました。
○	改善の傾向にあり目標達成に近づいています。
!	目標値達成にはさらなる努力が必要です。
—	評価方法変更により評価ができませんでした。

※4 市民意識調査（アンケート調査）

※5 2020 農林業センサス

第2次環境基本計画の課題を環境目標ごとに以下のとおり評価し、整理します。

(1) 豊かな自然とともに生きるまちについて

「自然の美しさに対する満足度」については改善の傾向が見られました。その他の指標は、緩やかな改善傾向にありますが、目標達成に向け継続した取り組みが必要です。

「森林面積」の減少の理由として、市街地の都市的土地利用の増加や農林業における後継者不足、高齢化などによる農林業従事者の減少などが要因として考えられます。

本市では、国の農業政策事業を積極的に取り組み、施設園芸作物をはじめとする高収益物（野菜・花き・果樹）の生産性を高めて経営所得の向上を図るとともに、「農業次世代人材投資事業」を活用し、新規就農者への独立支援を積極的に推進しています。

今後も、引き続き農地や森林の保全・育成・活用や環境にやさしい農業の推進に取り組むとともに、森林や農地の持つ貴重な役割に対する市民の理解を深めることが必要です。

(2) 健康で安心して住み続けられるまちについて

「空気のきれいさやにおいの満足度」については改善の傾向が見られました。その他の指標は、緩やかな改善傾向にありますが、目標達成に向け継続した取り組みが必要です。

海、河川、湖沼などの水環境は、市民意識調査の中でも改善を求める声が多く、今後さらなる取り組みが必要です。

汚水処理人口普及率は、微増ながらも年々整備が進んでおり、今後も継続した実施が必要となります。

「静かさに関する満足度」については、当初目標値を若干下回りました。意識調査の中には、新たな金属の処理施設の稼働に伴い、著しく生活環境を阻害されたとの苦情も寄せられており、対応を継続しています。交通環境及び産業構造が大きく変化したことに伴い新たに発生した騒音・振動問題に対し、関係機関と連携した対策に取り組む必要があります。

(3) 地域の個性あふれる美しいまちについて

「市民の緑の多さに対する満足度」は目標を達成しています。その他の指標は、緩やかな改善傾向にありますが、目標達成に向け継続した取り組みが必要です。

「市民の交通環境の利便性に対する満足度」については、改善の傾向が見られず、自然環境及び地勢で高評価を得ているにもかかわらず、市民の不満度が増加しており、市民意識調査においても改善を望む意見が多く上げられました。人口減少や少子高齢化社会の到来など社会情勢の変化に伴い、公共交通を軸とした人にも環境にもやさしい取り組みが求められます。

その他、美しいまちなみの実現のため、景観形成や、道路の清潔さ、空

き家・空き地対策、雑草などの適正管理など、引き続き取り組みを継続することが必要です。

(4) 資源を循環利用する環境にやさしいまちについて

「過剰包装の簡素化や買い物袋持参に取り組む市民の割合」は、マイバッグ^{*}運動などの浸透により大きく改善し目標を達成しています。

令和2(2020)年に政府の方針で、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等において、レジ袋の有料化が開始されたことが大きく影響しています。

「リサイクル^{*}率」についても大きく改善の傾向にあり、目標達成に近づいています。これは、平成19(2007)年度から市内全域で開始したコンテナ回収による分別収集の成果であると考えられます。

その他、堆肥化容器の購入補助による生ごみの減量化などの実施により市民一人ひとりが努力をしているにもかかわらず「1日一人あたりごみ排出量」は微増傾向にあります。これは令和2(2020)年より始まった新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在宅勤務や自宅で過ごす時間が増えたためと考えられ、引き続き推移を見守る必要があります。

このようなリサイクル^{*}を含めたごみの排出についての市民の意識の向上を受け、今後はより質の高い循環型社会^{*}を目指すことが求められています。

その他、「電気の節約」「環境にやさしい製品の購入」も多くの取り組みがあり、エコ意識の浸透が見られます。今後も継続し取り組みを推進する必要があります。

また、「水の節約」、「ガスの節約」については、市民が限りある資源を意識して節約している状況が見られ、今後さらに取り組みを強化することが大切です。

(5) 未来を思いやる地球に貢献するまちについて

「市の公共施設の年間電力使用量」については、目標値を大きく上回っています。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、常に換気を行いながら空調を行っていたことに起因します。

人為起源の温室効果ガス^{*}が主な要因となっている地球温暖化^{*}問題は、生物多様性と生態系^{*}、農業生産、局地的豪雨や私たちの健康など多岐にわたる影響が懸念されており、二酸化炭素の排出削減(低炭素化)の促進が必要です。

地球温暖化対策は、市民、事業者、行政が一体となって理解を深め、一人ひとりがライフスタイルやビジネススタイルを見直し、行動することが重要です。そのため、広域的に情報収集を行い、市民や事業者に対して的確に情報発信していくことが必要です。

(6) みんなで築く協働※のまち

「環境保全イベントや講演会・学習会への参加」に取り組んでいる人の割合」の指標は、目標を達成できていません。

「環境に関するイベント・キャンペーン・シンポジウムの実施回数」は、例年3・4回/年の実績で目標値に達していません。

良好な環境の実現において、市民や事業者などの参加と協力の重要性は年々高まっており、環境教育・環境学習、環境保全活動への積極的な取り組みが必要となっています。

2 目指す環境像

本市のまちづくりの最上位計画である「第2次宇城市総合計画(2017~2024年)」で掲げる「ちょうどいい! 住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現を目指し、本計画は、環境面における施策を展開していくものです。

＜第2次宇城市総合計画まちづくりの将来都市像＞

“ちょうどいい! 住みやすさを実感できる都市・宇城”

計画終了時点で人口 55,000 人以上を維持できる持続可能なコンパクトシティ^{*}の形成により、市民一人ひとりにとって「ちょうどいい! 住みやすさを実感できる都市・宇城」を目指すものです。

＜第2次環境基本計画の目指す環境像＞

こちいい! 人も自然も豊かな環境先進都市

経済成長や都市の進化の中で私たちが手に入れた便利で豊かな生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄をもたらし、身近な環境のみならず、温暖化など地球環境へも深刻な影響を及ぼしてきました。

この深刻な環境の現状を真摯に受け止め、生活の豊かさと環境負荷の低減を両立させたライフスタイルへ転換を促し、持続可能な社会の構築を目指すことが求められています。

一人ひとりが日常の生活を振り返り、市民の知恵により、質の高い生活を創出し、豊かな心、持続可能な自然環境の中で将来にわたって住み続けることのできるまちの実現を目指します。

そこで、目指す環境像を「こちいい! 人も自然も豊かな環境先進都市」と設定します。

3 進むべき方向性と環境目標

宇城市環境基本条例では、条例の基本理念にのっとり施策の基本方針を以下のように定め、各事項の確保と施策相互の有機的連携を図ることを掲げています。

＜宇城市環境基本条例の施策の基本方針＞

－ 第7条 －

1 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

2 生態系[※]の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。

3 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

4 歴史的文化的な特性が生かされ、自然環境と調和のとれた安全で快適な生活空間が保全され、及び創造されること。

5 市、市民及び事業者が協働[※]して環境の保全及び創造に取り組めること。

そこで、この基本方針におけるキーワードを踏まえ、宇城市が目指す環境像を達成するため、環境目標（施策の柱）を設定します。

環境像	区分	環境目標
<p>こちいい！ 人も自然も豊かな 環境先進都市</p>	自然環境	豊かな自然とともに生きるまち
	生活環境	健康で安心して住み続けられるまち
	都市環境	地域の個性あふれる美しいまち
	循環型社会 [※]	資源を循環利用する環境にやさしいまち
	地球環境	未来を思いやる地球に貢献するまち
	環境活動	みんなで築く協働 [※] のまち

4 施策の体系

本計画では、次頁に示す環境施策の体系に基づき、環境像を実現するため総合的、計画的に環境施策を実施することに努めます。

環境像	環境目標	個別目標	基本施策
こころいい！人も自然も豊かな環境先進都市	1（自然環境） 豊かな自然と ともに生きるまち	1-1 豊かな森・農地・里山・ 生き物を守り育てます	①豊かな自然の保全と再生 ②生物多様性の確保
		2（生活環境） 健康で安心して住み 続けられるまち	2-1 爽やかな澄んだ空気を 守ります
	2（生活環境） 健康で安心して住み 続けられるまち	2-2 清らかな水環境を 守ります	①水環境対策 ②土壌汚染対策
		2-3 安らぎある生活環境を 守ります	騒音・振動対策
		2-4 災害に対応できるまちを 目指します	①ライフラインの確保 ②災害廃棄物の処理
		3（都市環境） 地域の個性あられる 美しいまち	3-1 花と緑に囲まれた まちづくりを進めます
	3（都市環境） 地域の個性あられる 美しいまち	3-2 まちの美観向上に 努めます	地域の特性を生かした 美しい景観の形成
		3-3 まちの歴史や文化を 大切にします	地域の歴史・文化の 保全と継承
		3-4 人と環境に配慮した 交通体系を目指します	安全で快適な交通環境の 創出
		4（循環型社会 [※] ） 資源を循環利用する 環境にやさしいまち	4-1 ごみを減らし資源を 有効活用します
	4（循環型社会 [※] ） 資源を循環利用する 環境にやさしいまち	4-2 エネルギーを 有効活用します	自然・未利用エネルギー [※] の利用促進
		4-3 環境と経済が好循環する まちを目指します	環境にやさしい産業の 創出・育成
		5（地球環境） 未来を思いやる 地球に貢献するまち	5-1 地球温暖化 [※] の緩和に 取り組みます
	5（地球環境） 未来を思いやる 地球に貢献するまち	5-2 地球環境保全への 貢献活動を推進します	国際的視野での環境貢献活動 （オゾン層 [※] の保護、酸性雨 [※] 対策、 森林保全）
		6（環境活動） みんなで楽しく 協働 [※] のまち	6-1 貴重な自然を 学び・守ります
	6（環境活動） みんなで楽しく 協働 [※] のまち	6-2 協働 [※] による環境活動 を展開します	市民、事業者、行政の パートナーシップ [※] の形成

第3章

分野別基本計画

環境目標 1（自然環境）

豊かな自然とともに生きるまち

環境目標 2（生活環境）

健康で安心して住み続けられるまち

環境目標 3（都市環境）

地域の個性あふれる美しいまち

環境目標 4（循環型社会[※]）

資源を循環利用する環境にやさしいまち

環境目標 5（地球環境）

未来を思いやる地球に貢献するまち

環境目標 6（環境活動）

みんなで築く協働[※]のまち

前章において、本市の目指すべき環境像と環境目標を定めました。本章では、その実現のため、それぞれの現状と課題を踏まえたうえで個別施策を設定します。

次に掲げる6つの環境目標は、一人ひとりが考え行動する実行力と、みんなで協力し合う協働*の姿勢がなければ実現しません。

市民、事業者、行政が環境問題に対する共通の認識を持ち、目指すべき目標を共有しながら取り組んでいきましょう。



不知火町 大見の石畳（市指定文化財）



世界文化遺産 三角西港（国重要文化財、国重要文化的景観）



不知火町 永尾剣神社の海中鳥居（国重要文化的景観）

環境目標 1 (自然環境)

豊かな自然とともに生きるまち

森林や農地は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化*防止、生物多様性の保全、景観保全、防災機能など様々な役割を担っています。なにより、豊かな水と緑の恵みは、私たちの生活を心身ともに豊かにしてくれるものです。緑豊かな山々の緑や清らかな川のせせらぎ、美しい海を守り育み、多様な動植物が生息・生育できる自然環境を、未来の子供たちに引き継ぐための取り組みを推進します。恵み豊かな農地を守るため、命を育む大地に感謝し、持続可能な農業を展開します。また、山や川、海など自然とふれ合うことで、自然の価値について学び、考え、自然を守るための行動を実行します。

(目標値の中間見直しについて)

令和4(2022)年度の市民意識調査において、「自然の美しさに対する満足度」及び「自然にふれ合える場所の多さに対する満足度」が、わずかながら下回ったので、目標値を下方修正しました。また、エコファーマーについては、令和6(2024)年度に終了することとなったため、最終目標値をゼロとしました。エコファーマーに替わる制度が現時点で未定であるため、今後5年間の代替目標として、「熊本型特別栽培農産物認証制度」(有作くん)の認定農業団体数を併記します。

<環境指標>

指標項目	2017実績 (※1)	中間目標(2022年)			目標値(2026年)	
		当初	実績 (※2)	差	当初目標	見直し後目標
●自然の美しさに対する満足度【意識調査】	40.4%	45%	42%	-3%	50%	47%
●森林面積	5,956ha (2015農林センサス)	5,880ha	5,949ha (2020農林業センサス)	101%	5,800ha	5,890ha
●エコファーマー* 認定農家数(※3)	292戸	300戸	72戸	-228戸	310戸	0件
●熊本型特別栽培農産物認証制度認定団体数					3団体 (※4)	8団体 (※5)
●自然にふれ合える場所の多さに対する満足度【意識調査】	24.9%	30%	27%		35%	32%

(※1)指標項目の【意識調査】についてはH29年の値、その他の項目はH28年の値を基本としていますが、熊本地震の影響が著しい項目についてはH27年の値を使用しています。

(※2)令和3(2021)年度実績値、なお【意識調査】については令和4年(2022)年10月に実施

(※3)エコファーマーについては、令和6年度廃止予定

(※4)2021年度実績値

(※5)2020年度から2021年度の伸び率で推計(2020年度:2団体、2021年度:3団体)

環境目標1：豊かな自然とともに生きるまち

個別目標1-1：豊かな森・農地・里山・生き物を守り育てます！

①豊かな自然の保全と再生

現状と課題

本市の森林面積は、市域の30.1%、農用地は市域の31.3%を占めています。干拓地に広がる田畑や宇土半島の南側斜面に広がる果樹園は、本市の特徴的な景観を形成しています。また、市東部にはスギ・ヒノキ植林やシイ・カシ萌芽林*がまるとまって広がっており、このような自然度の高い森林は、貴重な財産として今後も保全していく必要があります。

しかし、近年農林業従事者の高齢化や後継者不足により荒廃地が増加する傾向にあり、適切に維持・管理する仕組みを検討する必要があります。市民一人ひとりが森林や農地など自然の役割や機能に対し認識を深め、みんなで豊かな自然を守る行動を起こすことが必要です。

施策方針

本市を取り巻く美しい水と緑は、人々の生活に欠かせないだけでなく、動植物の生息・生育空間でもあります。美しい水や緑を育む森・農地・里山を守り、みんなで協力しながら次世代に継承していくための施策を展開します。

施策の柱	市の役割
森林の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> 健全な森林環境を維持するため、間伐や保育*などによる人工林の適切な管理を進めます。 国土保全、水資源の涵養、保健・文化・教育的利用、生物多様性の保全、地球温暖化*防止などの公益的機能の発揮を目指した森林整備を推進します。 開発行為などにおける、治山・治水事業にあたって自然環境に配慮するよう指導・助言します。 森林を保全・育成することの大切さについて、市民の関心を高めるための意識啓発に取り組みます。 市民や事業者と協働*による森づくりを推進します。 林業の担い手育成を推進します。 森林保全活動など、地域住民などで構成する組織の活動を支援します。
農地の保全・育成	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の保全を図るため、国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法などにに基づき、計画的かつ長期的な土地利用を進めます。 農地を利用集積し、耕作放棄地の抑制を図ります。 国営及び県営による土地改良事業を活用し、水田の汎用化や湛水被害の解消を図り、管理しやすい農道や水路の整備を進めます。 農業後継者の育成や新規就農者の支援、認定農業者の促進など、就農の増加を目指した取り組みを推進します。
里山環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 里山、農地、ため池などが一体となった豊かな環境の保全や、生活に身近な里山環境の保全を推進し、環境学習や自然とのふれ合い交流の場として活用します。 里山周辺の荒廃地を活用した菜園付き住宅など、自然や農業とのふれ合いを楽しみながら生活できる環境づくりを推進します。 里山保全活動など、地域住民などで構成する組織の活動を支援します。
人や環境にやさしい農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> エコファーマー*認定農家制度に替わる新たな認定制度の拡大を推進します。 熊本型特別栽培農産物認証制度農家の拡大を推進します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> 市民団体、事業者、行政と協働*のもと、森づくりや環境保全活動に積極的に参加します。 森林の役割・大切さについて認識を深めます。 林業の担い手を応援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為などにおいて治山・治水事業を実施する場合、貴重な自然環境に配慮した事業活動を行います。 市民や行政と協働*のもと、森づくりや環境保全活動に積極的に参加します。 林業の担い手を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> 遊休地等を生かした市民農園などに参加します。 農業後継者や新規就農者の就農を応援します。 農地の役割・大切さについて認識を深めます。 地産地消運動に参加し、地元農産物を広くPRします。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業後継者や新規就農者を支援します。 地産地消運動に参加し、地元農産物を広くPRします。 耕作放棄地などの拡大防止と有効利用に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 市民団体、事業者、行政と協働*のもと、里山づくりや環境保全活動に積極的に参加します。 里山の大切さについて認識を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為などにおいて、治山・治水事業を実施する場合、貴重な自然環境に配慮した事業活動を行います。 市民や行政と協働*のもと、里山づくりや環境保全活動に積極的に参加します。
<ul style="list-style-type: none"> 地元農産物及び環境にやさしい農業への理解を深め、生産物の購入などを通して農業を応援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や化学肥料使用量の削減を目指し、レンゲ農法*などの導入を検討し、環境負荷が少なく、安心・安全な農業を推進します。 農協と連携し、農業で発生する廃プラスチックの回収・処理体制を整え、農業系廃棄物の適正処理に努めます。

環境目標1：豊かな自然とともに生きるまち

個別目標1-1：豊かな森・農地・里山・生き物を守り育てます！

②生物多様性の確保

現状と課題

大野川河口周辺の不知火海に広がる干潟は、貴重な貝類やカニ類などが生息し、それらを餌とする渡り鳥などの中継地となるなど、生物多様性の保全に重要な役割を果たしています。また、市域に生息する野生鳥獣は、私たちの暮らしを豊かにする存在でもあります。一部のものは農林業被害、生態系^{*}への影響などが懸念される存在でもあります。

動植物の生育・生息地、野生鳥獣を適切に保護する一方で、被害を及ぼす個体を管理し、バランスを保ちながら生物多様性を維持していくことが必要です。

施策方針

多様な生物が生息する空間は、人間にとっても生命の基盤となる貴重な空間です。

動植物の生息・生育状況を把握するとともに、その保護及び適切な管理に努め、多様な生物が生息・生育する自然環境の保全と再生に向けた施策を展開します。

施策の柱	市の役割
生息・生育空間の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や専門家との協働[*]により、野生動植物の生息・生育状況に関する調査研究、情報収集に努めます。 ○森林における多様な生態系[*]を維持するため、地域特性に応じた広葉樹林の拡大を推進し、自然性の高い森林づくりを進めます。 ○生物の多様性を保全するうえから、海生生物の繁殖・生育・採餌・移動分散の場である干潟や藻場の機能の向上を図ります。 ○開発行為などに対する適正指導に努め、治山・治水事業にあたっては動植物の生息・生育環境に配慮した工法を導入します。 ○人工構造物などにより生態系[*]分断の恐れがある場合は、エコロード[*]などの移動空間の確保を図るなど必要な対策を推進します。 ○里山の魅力を再確認し、保全と活用を図ります。 ○有害鳥獣の適切な駆除を図るとともに、本来の野生動物のすみかを守るための保全策を講じます。
水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○森林地帯や干潟などの沿岸部、ため池などの水辺地など、豊かな自然環境の核と、市街地内の公園や鎮守の森など点在する緑空間を、街路樹や河川などの水や緑で結び、多様な環境の連続性の確保に努めます。
在来種保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○在来種保護のため外来種などに対しては、国の方針に基づき対処し、生物多様性の保全に努めます。 ○大野川に特定外来生物のスパルティナ属が繁茂しており、干潟に住む生物のすみかを奪う恐れがあることから、国、県などと協力し防除対策を推進します。
野生鳥獣の保護・管理	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣保護区や休猟区などの指定に基づき、野生鳥獣を保護します。 ○被害を及ぼす有害鳥獣は捕獲などにより適切な水準に減少させる取り組みを行います。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○貴重な生育・生息空間を有する豊かな自然の保全と再生に関心を持ち、積極的にこれらの取り組みに参加、協力します。 ○野生動植物の生息・生育状況に関する調査研究、情報収集に協力します。 ○干潟などを中心に育まれる生物多様性の意義について知識を深め、再生・保全活動の実践に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○貴重な生育・生息空間を有する豊かな自然の保全と再生に関心を持ち、積極的にこれらの取り組みに参加、協力します。 ○野生動植物の生息・生育状況に関する調査研究、情報収集に協力します。 ○生物多様性に配慮した開発計画など、自然や生き物にやさしい事業活動に努めます。 ○干潟などを中心に育まれる生物多様性の意義について知識を深め、再生・保全活動の実践に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○生育・生息空間創出のため、敷地内、沿道、地域の緑化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生育・生息空間創出のため、敷地内、沿道、地域の緑化に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○外来種や園芸種は、適正な飼育・管理を行います。 ○ペットは、自然の中に逃がしたり、放流したりしません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○外来種や園芸種は、適正な飼育・管理を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣保護区や休猟区などの指定について知識を深め、野生鳥獣の保護などに協力します。 ○有害鳥獣の捕獲に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣保護区や休猟区などの指定について知識を深め、野生鳥獣の保護などに協力します。 ○有害鳥獣の捕獲に協力します。

環境目標 2（生活環境）

健康で安心して住み続けられるまち

爽やかな澄んだ空気や清らかな水は、私たちの生活に不可欠なものです。

大気汚染や悪臭の防止、有害な化学物質による環境汚染の防止、水質汚濁の防止、騒音や振動の軽減に努め、健康に安心して住み続けられる快適な生活環境をつくりま

す。
また、日常から災害への対策や心がけを十分にし、災害発生時においても一定の環境衛生が保たれた地域の実現を目指します。

（目標値の中間見直しについて）

令和 4（2022）年度の市民意識調査において、「空気のきれいさ」は目標値に達していますが、その他は数%下回りました。「空気のきれいさ」及び「静かさ」については、市民から評価を受けていますが、海・海岸、河川、湖沼・ため池などの水環境については、さらに改善を求める声が多い結果となりました。水環境の改善は長期的な改善が必要なため、最終目標値を下方修正した上で、関係機関と更なる改善に取り組めます。

<環境指標>

指標項目	現況値 ^(注)	中間目標(2022年)			目標値(2026)	
		当初	実績 (※2)	差	当初目標	見直し 後目標
●空気のきれいさや おいの満足度【意識調査】	43.7%	45%	45%	0	50%	50%
●水のきれいさに対 する満足度(海・海岸) 【意識調査】	15.2%	20%	17%	-3%	25%	23%
●水のきれいさに対 する満足度(河川) 【意識調査】	11.3%	16%	11%	-5%	21%	15%
●水のきれいさに対 する満足度(湖沼・た め池) 【意識調査】	7.5%	12%	9%	-3%	17%	12%
●汚水処理人口普及 率	80.3%	84.3%	83.4%	- 0.9%	89.3%	89.3%
●静かさに関する満 足度【意識調査】	42.2%	45%	41%	-4%	50%	45%

(※1) 指標項目の【意識調査】については H29 年の値、その他の項目は H28 年の値を基本としていますが、熊本地震の影響が著しい項目については H27 年の値を使用しています。

(※2) 令和 3（2021）年度実績値、なお【意識調査】については令和 4（2022）年 10 月に実施

環境目標 2：健康で安心して住み続けられるまち

個別目標 2-1：爽やかな澄んだ空気を守ります！

大気汚染・悪臭の防止

現状と課題

大気汚染や悪臭は、工場、事業者からのばい煙や排気だけではなく、自動車の排気ガスやごみの集積場など私たちの日常生活も起因しています。

大気環境の監視については、県の測定結果に基づいて環境基準達成状況を把握し、適切な対応を行っていく必要があります。

また、「空気のきれいさやにおい」に対して、市民の 43%が満足していますが、不満に感じている市民も 7%います。さらに、野外焼却に対する指摘の声も多く、指導・監視を行うとともに、適正処理について啓発を行う必要があります。

施策方針

爽やかな澄んだ空気は、全ての生物が健康に生きていくために不可欠です。自動車排出ガス対策や野外焼却対策、環境負荷の低減に取り組みます。

施策の柱	市の役割
自動車・交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ○低公害車[*]の利用・普及を促進します。 ○エコドライブ[*]などの省エネルギー運転について普及・啓発に努めます。 ○公共交通の利便性向上に努めます。
大気の監視	<ul style="list-style-type: none"> ○浮遊粒子状物質[*]・窒素酸化物[*]・二酸化硫黄[*]・光化学オキシダント[*]・ダイオキシン類[*]などの県の測定結果に基づき、環境基準達成状況を把握し、適切な対応を行います。
アスベスト [*] 対策	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物などの解体・改修時のアスベスト[*]材の除去・適正処理について、周知・指導を行います。
工場・事業者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ばい煙排出ガスの発生抑制や適正処理、排出基準などについて指導します。 ○低公害型建設機械の使用を推進します。 ○光化学オキシダント[*]に関する情報は、適切に情報伝達を行います。
野外焼却対策	<ul style="list-style-type: none"> ○パンフレットや広報などを通じて、野外焼却行為による環境汚染や法規制に関する情報提供を行い、違法な行為に対して指導を徹底します。 ○野外焼却のパトロールを強化し、指導・監視体制を強化します。
悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> ○悪臭物質の排出に関する規制基準の遵守に向けた指導を徹底します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通・自転車の利用に努めます。 ○車両買換え時は、低公害車[*]を選択します。 ○アイドリングストップ[*]、エコドライブ[*]など省エネルギー運転に努めます。 ○大気浄化のため、沿道や地域の緑化に努めます。 ○土埃防止のための散水活動などに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○低公害車[*]の使用・導入を推進します。 ○アイドリングストップ[*]、エコドライブ[*]など省エネルギー運転に努めます。 ○公共交通の利用に努めます。 ○大気浄化のために敷地内の緑化に努めます。 ○土埃防止のための散水活動などに努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染の調査に協力します。 ○光化学オキシダント[*]や PM2.5 注意報などの発令時には、不要不急の外出を避け、健康保持に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染の調査に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○アスベスト[*]材による被害が発生した場合は、速やかに市へ報告します。 ○光化学オキシダント[*]による被害が発生した場合は、速やかに市へ報告します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アスベスト[*]材の飛散防止に努め、適正に管理・処分します。 ○ばい煙排出ガスの発生抑制や適正処理・排出基準など遵守します。 ○低公害型建設機械の使用に努めます。 ○粉じんの飛散防止に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における不適正な野外焼却を行いません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者から排出される産業廃棄物は、適切に処理します。
<ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽の適正管理、ごみ出しルールの厳守、ペットの適正な飼養など、日常生活における悪臭発生の抑制に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○悪臭物質の排出に関する規制基準を遵守します。 ○浄化槽の適正管理、ごみ出しルールの厳守など、事業活動における悪臭発生の抑制に努めます。

環境目標 2：健康で安心して住み続けられるまち

個別目標 2-2：清らかな水環境を守ります！

①水環境対策

現状と課題

地下水の水質は、県の平成 27 年度の地下水質測定結果をみると、全体的には良好な水質を保持していますが、基準値を上回った箇所の中には飲用水もあり、慢性的な飲用による健康被害などを防ぐためにも、良好な水質の保持が必要です。

河川の水質は、平成 27(2015)年度に県で 2 箇所、平成 28(2016)年度に市で 41 箇所測定しています。その調査において本市では、有機物による汚濁状況を測る B.O.D.* 値は、基準値を微量を超える箇所が 1 箇所確認されましたが、その他の箇所では環境基準を達成しています。

海域の水質は、三角港と松合港の 4 箇所で開催されています。平成 27(2015)年度の測定では、松合港地先 1 箇所環境基準を超過しており、良好な水質の保持にあたっては特に留意する必要があります。

市民意識調査では、「水のきれいさ（海・海岸、河川、湖沼・ため池）」に対し不満を感じる市民が多く、今後取り組みの強化が必要です。

施策の柱	市の役割
水辺環境の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> ○海域環境の保全及び改善を推進します。 ○土砂堆積による河川などの環境悪化に配慮し、浚渫工事による安全で美しい水辺環境づくりを推進します。 ○干潟における土砂堆積の防止や改善整備を推進し、干潟環境の再生を図ります。
河川・海域環境の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> ○高潮、洪水、湛水などの災害に強い安全な河川・海岸づくりを推進します。
安全で安定的な水の確保と供給	<ul style="list-style-type: none"> ○貴重な地下水を将来にわたり保全するため、その使用量を把握し、その結果を適宜市民に公表します。 ○市民、事業者と協力し地下水涵養対策を推進します。 ○良質で安定的な水源確保に取り組み、安全で安心して利用できる生活用水の供給体制を強化します。 ○既存水源、水道施設、老朽化した施設の改良・改修をはじめ、新しい施設・設備の整備・拡充を図ります。 ○水源上流域の森づくりなど、広域的な視点に立った保全策を推進します。
生活排水・事業者排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道、農業集落排水整備事業を計画的に推進します。 ○下水道など整備区域外は、合併処理浄化槽の設置を促進します。 ○市民への生活排水処理対策の啓発に努めます。 ○事業者排水の監視を強化します。
水質の監視	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁防止法の規制対象となる事業者は、排水基準の遵守など指導を行います。 ○水質調査結果は適宜公開し、水質保全の意識啓発活動を進めます。

施策方針

清らかな水は、市民が安心して生活していくうえで欠かせないものです。健康な生活を確保するためにも、地下水・湧水の保全に努め、安全で安定的な水の確保を図ることができるよう、豊かな水環境を育む施策の展開を行います。

なかでも生活排水は、トイレ、台所、風呂など私たちの日常生活に起因するもので、川や海に流れ出る汚濁の多くを占めています。水環境の保全、改善を考えるうえで、生活雑排水（生活排水からし尿を除いた排水）の対策は不可欠と言えます。

水を汚さないための意識改革や下水道など施設整備などを推進し、安全で清らかな水環境の保全を目指します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域などの河川・海岸の美化活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域などの河川・海岸の美化活動に積極的に参加します。
<ul style="list-style-type: none"> ○地域などの河川・海岸の美化活動に積極的に参加します。 ○節水器具の利用や、水の再利用、雨水の利用など、節水に努めます。 ○緑地の増加、駐車場などの透水性舗装、雨水浸透柵の使用拡大などにより、市街地での雨水の浸透を図り、健全な水の循環に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域などの河川・海岸の美化活動に積極的に参加します。 ○節水器具の利用や、水の再利用、雨水の利用など、節水に努めます。 ○有害化学物質などによる土壌汚染防止に努め、湧水などの地下水環境の保全に努めます。 ○緑地の増加、駐車場などの透水性舗装、雨水浸透柵の使用拡大などにより、市街地での雨水の浸透を図り、健全な水の循環に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○下水道に接続、または合併浄化槽を設置します。 ○生活排水処理対策（水きりネット使用、調理くず、食べ残しは流さない、廃油は流さないなど）を実践します。 ○環境にやさしい洗剤を選択します。 ○水の節水と有効利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道に接続、または合併浄化槽を設置します。 ○事業活動に伴う排水は、適正に管理・処理し、環境負荷の低減に努めます。 ○水の節水と有効利用に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁の調査、情報提供に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁の調査、情報提供に協力します。

環境目標 2：健康で安心して住み続けられるまち

個別目標 2-2：清らかな水環境を守ります！

② 土壌汚染対策

現状と課題

平成 24(2012)年度に地下水・土壌のダイオキシン類*有害物質調査が県により実施された結果、環境基準は達成されており、深刻な土壌汚染の問題は、今のところ発生していません。しかし、今後、農薬や化学肥料などの使用による土壌環境が悪化することも想定されます。将来にわたって、健全な土壌環境を確保するため、農薬や化学肥料の削減、有害廃棄物などの適正処理など、土壌汚染を未然に防いでいく必要があります。

施策の柱	市の役割
土壌環境の監視	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、事業者などへの土壌汚染の防止指導を行います。 ○土壌汚染の状況を適切に把握するための調査体制を整え、調査結果などの情報を提供します。また、県が実施するダイオキシン類*有害物質調査などに協力します。 ○汚染に関する情報が確認された場合は、情報提供を速やかに行います。
農薬などの適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ○公園や街路樹に使用する農薬や化学肥料などの散布量の削減を進めます。 ○グリーン農業による化学肥料・農薬の削減の取り組みを推進します。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○有害廃棄物の適正処理について事業者への指導・啓発を進めます。 ○有害廃棄物として処理・処分を必要としない製品の使用を働きかけます。 ○一般廃棄物*を適正に管理・処分します。

施策方針

ダイオキシン類*有害物質調査の結果などを注視し、本市の特性に合わせた土壌環境対策に関する施策の展開を推進します。土壌汚染は、私たちの日常生活や事業者活動に起因することもあるため、環境意識の向上に向けた啓発に取り組みます。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○土壌汚染の調査、情報提供に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○土壌汚染の調査、情報提供に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭菜園などの農薬や化学肥料などの散布量の削減に努めます。 ○環境保全型農産物の購入など、環境にやさしい農業を応援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン農業の導入に努めます。 ○農地における農薬や化学肥料などの適正使用と使用量の削減に努めます。 ○肥料や農薬を低減させた、環境保全型農業*に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ダイオキシン類*など有害物質の発生原因となる野外焼却はしません。 ○有害廃棄物は、適正な回収及び処分が行われる事業者にて処理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ダイオキシン類*など有害物質の発生原因となる野外焼却はしません。 ○事業系ごみは適正に管理・処分します。 ○家畜排泄物は、適正に管理・処分します。

環境目標 2：健康で安心して住み続けられるまち

個別目標 2-3：安らぎある生活環境を守ります！

騒音・振動対策

現状と課題

自動車交通に対する騒音については、本市内の国道沿線など6箇所道路交通騒音の測定を行った結果、概ね環境基準を満たしています。また、新幹線・鉄道からの騒音・振動も問題となっています。静かで穏やかな生活環境を維持するため、環境基準に達していない騒音・振動については、関係機関と協力して改善に努めます。

市民意識調査においても、自動車交通の増加や新幹線通過による騒音に対し懸念する意見が多く挙げられており、対策が求められています。

施策の柱	市の役割
道路交通 騒音・振動の低減	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車交通量の抑制や適正利用を推進します。 ○エコドライブ[*]の普及・啓発に努めます。 ○暴走行為などの取り締まり強化について警察に要請するとともに、意識啓発を高めるため、広報などによる情報発信に努めます。
鉄道沿線の 騒音・振動の低減	<ul style="list-style-type: none"> ○新幹線などの鉄道通過に伴う騒音・振動の恐れがある箇所の調査を基に、鉄道管理者など関係機関と連携して対策を進めます。
工場、事業者の 騒音・振動の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○工場、事業者、建設作業における騒音・振動の規制、指導の強化を図ります。 ○低騒音・低振動型建設機械の導入を推進します。 ○騒音・振動に関する指導・監視体制を強化します。
近隣騒音及び 生活騒音対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣騒音、生活騒音の発生を抑制するよう、住民意識、マナーの普及・啓発に努めます。

施策方針

騒音・振動の発生源は、工場、事業者、建設作業場さらには日常生活における近隣騒音と多様です。静かで落ち着ける環境を確保していくための施策を展開します。

騒音・振動は、自動車利用や日常生活、事業者活動に起因するものが多いため、環境意識や利用マナー、基準の遵守など、普及・啓発活動に重点を置いた取り組みを推進します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○アイドリングストップ[*]などエコドライブ[*]に努めます。 ○可能な範囲でマイカー利用を自粛し、公共交通の利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アイドリングストップ[*]などエコドライブ[*]に努めます。 ○通勤などは公共交通や自転車など環境負荷の少ない手段を推奨します。
<ul style="list-style-type: none"> ○騒音・振動に関する情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音・振動に関する情報を提供します。 ○騒音規制法、振動規制法など各種規制基準を遵守します。 ○物流などにおける生活道路の通行は可能な範囲で自粛するよう努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○騒音・振動に関する情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○工場、事業者、建設作業における騒音・振動の抑制に努めます。 ○低騒音・低振動型建設機械の使用に努めます。 ○騒音規制法、振動規制法など各種規制基準を遵守します。
<ul style="list-style-type: none"> ○深夜・早朝など近隣に配慮した行動を心がけ、騒音防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動に伴う騒音・振動の発生抑制に努めます。

環境目標 2：健康で安心して住み続けられるまち

個別目標 2-4：災害に対応できるまちを目指します！

現状と課題

平成 28(2016)年 4 月 14 日、16 日に発生した熊本地震において、本市は震度 6 強を含む強い揺れに見舞われました。この地震に伴い、建物の倒壊が多数発生し、上水道、電気などのライフラインも不通状態が続きました。

また、地震のみならず、近年では台風や大雨などによる風水害、土砂災害も多く発生しています。これまでの災害の経験を踏まえ、災害時においても災害廃棄物の適切な処理と再生利用を行い、環境衛生を維持することができる対策に取り組むことが必要です。

① ライフラインの確保

施策の柱	市の役割
環境に配慮したエネルギーによる災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ○停電時における電源確保のため、自然・未利用エネルギー[※]などの蓄電設備導入推進と普及・啓発に努めます。 ○プラグインハイブリッド[※]自動車などの蓄電機能を避難所などで電源に活用できる体制の整備と普及・啓発に努めます。
災害対応機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に避難地となる公園などには、耐震型貯水槽や地下収納式トイレスツールなど防災機能を有した設備の新設・更新に努めます。 ○整備完了した防災コミュニティ施設における防災訓練を行い、災害時の水確保として整備を行った防災井戸の操作訓練を推進します。 ○水道施設が被災した時は、早急な漏水箇所の発見に努めるとともに、平時の修繕と耐震性を考慮した管路布設を行います。 ○「水道企業団構成市相互間の災害時応援水に関する協定」に基づき、災害時における水の確保に備えます。 ○市内にある民間の井戸を調査し、災害時の井戸として防災井戸登録制度の導入や協定締結などにより協力を求めることができる体制整備を検討します。
環境に配慮した避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○最小限のごみの量になる食器類の利用など、対応マニュアルを整備します。

② 災害廃棄物の処理

施策の柱	市の役割
災害廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の適切な処理を指導します。

施策方針

災害に対応できるまちを目指し、災害発生時の電気、上下水道などライフラインの確保や、復興段階における災害廃棄物の適正な処理について施策を展開します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○新築・改築時は、太陽光など自然・未利用エネルギー[※]などの蓄電設備の導入に努めます。 ○自動車購入時は、プラグインハイブリッド[※]自動車などの蓄電機能を持つ車種の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光、バイオマス[※]など自然・未利用エネルギー[※]などの導入・開発を推進します。 ○自動車購入時は、プラグインハイブリッド[※]自動車などの蓄電機能を持つ車種の購入に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練などに積極的に参加し、防災施設の使用方法などの習得に努めます。 ○災害時における室内漏水に対処するため自宅の水道メーターの位置確認を行い、適切な止水ができるように努めます。 ○甚大な災害に備えて、備える→食べる→買い足すを繰り返しながら食品貯蓄を行うローリングストック法によって、期限切れで廃棄とならないような備蓄に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災機能を有した製品の導入や、開発に努めます。 ○災害時には、事業者内の漏水を早急に発見、止水するように努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に備え、環境に配慮した食器類などの防災グッズを備えるように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に備え、環境に配慮した食器類などの防災グッズを備えるように努めます。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物は、指定された場所に適切に廃棄します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物は、熊本県災害廃棄物処理実行計画に基づき適切に処理します。

環境目標 3（都市環境）

地域の個性あふれる美しいまち

本市は、花のまちづくりを推進し、花と緑あふれる潤いのある環境と、美化活動による景観の維持・向上に努めてきました。また、平成 27(2015)年 7 月に「明治日本の産業革命遺産」の 23 の構成資産の 1 つとして世界文化遺産に登録された三角西港をはじめ、地域に育まれた多くの歴史や文化資源が存在します。これら、唯一無二である地域の景観を将来にわたって引き継いでいくための取り組みが必要です。

今後は、花のまちづくりや美化活動を通して、景観の維持・向上に努め、美しく心やすらぐまちづくりを進めます。

貴重な歴史や文化を大切に守り、落ち着いた風格のあるまちを目指します。

また、交通渋滞を解消し円滑な交通流動を図るため、公共交通機関の利便性の向上に努め、公共交通を軸とする快適な都市環境づくりを推進します。

（目標値の中間見直しについて）

令和 4 年度の市民意識調査において、「まちの道路の清潔さ」は概ね目標値に近い数字となり、「道路のごみが減った」、「道路の管理が良くできている」、「道路のデコボコが減った」等の意見が多くみられました。「まちなみの美しさ」についても目標値に近い評価をいただきました。一方で、「交通機関の利便性」については不満の回答が多く、公共交通機関の少なさや、高齢化による公共の移動手段の整備要望などがありました。このため、「目標値を下方修正し、今後 5 年間の目標達成を行ってまいります。

<環境指標>

指標項目	2017 実績 (※1)	中間目標(2022 年)			目標値(2026 年)	
		当初	実績 (※2)	差	当初目標	見直し後目標
●緑の多さに対する満足度【意識調査】	51.9%	55%	51%	-4%	60%	55%
●市民による花壇管理団体数	164 団体	170 団体	154 団体	-16 団体	180 団体	170 団体
●まちなみの美しさに対する満足度【意識調査】	15.2%	20%	19%	-1%	30%	30%
●まちの道路の清潔さに対する満足度【意識調査】	18.8%	25%	23%	-2%	30%	30%
●交通環境の利便性に対する満足度【意識調査】	10.8%	20%	14%	-6%	25%	20%

(※1) 指標項目の【意識調査】については H29 年の値、その他の項目は H28 年の値を基本としていますが、熊本地震の影響が著しい項目については H27 年の値を使用しています。

(※2) 令和 3 (2021) 年度実績値、なお【意識調査】については令和 4 (2022) 年 10 月に実施

環境目標3：地域の個性あふれる美しいまち

個別目標3-1：花と緑に囲まれたまちづくりを進めます！

花と緑の快適空間の創造

現状と課題

本市では、花のまちづくりを推進しており、花壇管理団体などによる積極的な活動により美しいまちづくりが展開されています。

市民意識調査では、本市の良いところとして、市民が庭先などに植えた緑や花が豊かで美しいといった意見が挙げられました。

やすらぎある生活空間を実現するため、今後も花のまちづくりを推進していくことが望まれます。

施策の柱	市の役割
緑の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な緑地の保全、緑化の推進による緑豊かなまちづくりを実現します。 ○公共施設の緑化を推進し、緑に囲まれた豊かな環境を育みます。
市民が憩う公園や広場などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が気軽に憩える緑豊かな公園や広場づくりを推進します。
花と緑のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○現存市街地の緑を生かし、周辺の豊かな緑から市街地へつながる緑のネットワークづくりを推進します。 ○市民と協働*で花木や花苗の植栽を行い、美しい潤いのあるまちづくりに取り組みます。
花のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○花苗配布などの支援活動を推進し、花壇管理団体など市民一丸となった花のまちづくりを展開します。

施策方針

花や緑の中にまちがあり、その花や緑を楽しみながら憩い豊かに暮らせる生活空間づくりの構築に向けた施策を展開します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内の緑化に取り組み、花と緑に囲まれた豊かな環境を育みます。 ○保存指定された樹木や樹林の適切な管理や保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内の緑化に取り組み、花と緑に囲まれた豊かな環境を育みます。 ○保存指定された樹木や樹林の適切な管理や保全に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○公園の美化や緑化活動に積極的に参加します。 ○住民参加によるワークショップなどに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園の美化や緑化活動に積極的に参加します。 ○協働*による公園づくりに積極的に参加します。
<ul style="list-style-type: none"> ○沿道や地域の緑化、美化活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○沿道や地域の緑化、美化活動に積極的に参加します。
<ul style="list-style-type: none"> ○花のまちづくりを目指し、敷地内を花と緑で彩ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○花のまちづくりを目指し、敷地内を花と緑で彩ります。

環境目標3：地域の個性あふれる美しいまち

46

個別目標3-2：まちの美観向上に努めます！

地域の特性を生かした美しい景観の形成

現状と課題

本市には、複数の主要幹線道路が走っており、日常生活や事業活動のほか、観光ルートとしての利用も多く見られます。道路景観をはじめとするまちなみの美観向上は、安全や快適性の確保に加え、まちの魅力向上につながります。

市民意識調査では、街路樹の生い茂りや雑草繁茂、ポイ捨て、不法投棄の改善や、新たな街路樹整備などにより道路景観の向上を求める意見が多く挙げられました。まちの魅力向上を目指し、今後も積極的に美しいまちなみづくりに取り組むことが必要です。

施策の柱	市の役割
道路景観の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路沿いの街路灯、広告物、標識は、地域性に配慮した統一感あるデザインを検討するなど、景観阻害要因の排除と質的向上を図ります。 ○ 街路樹の適正な管理を行い、美しい道路景観づくりを推進します。 ○ 工事の施工にあたっては、宇城市公共事業等景観形成指針に基づき、適切な適用に努めます。
美しいまちなみの創造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宇城市景観計画に基づき良好な景観保全・形成に努めます。 ○ 花壇管理団体などと連携し、民有地の生垣緑化や沿道の花壇づくりを推進します。 ○ 住民との景観協定による美しいまちなみを創出します。
環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域と連携、協力し、地域の一斉清掃活動を推進します。 ○ たばこや空き缶などのポイ捨て、ペットのふん害の防止を図ります。 ○ 不法投棄や放置自転車の取締りを強化します。 ○ 環境マナーの啓発に取り組めます。 ○ 空き地・空き家対策に取り組めます。

48

施策方針

地域で活躍する環境活動団体などとの連携をより一層深めながら、良好な都市景観の維持・創造、環境美化を推進し、まちの美観向上を図る施策を展開します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑化や美化活動に積極的に参加します。 ○ 沿道の除草など身近な道路環境の向上に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑化や美化活動に積極的に参加します。 ○ 沿道の除草など身近な道路環境の向上に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生垣緑化や沿道の花壇づくりに積極的に取り組みます。 ○ 景観形成に関心を持ち、宇城市景観条例、景観計画などに基づき、良好なまちなみづくりに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生垣緑化や沿道の花壇づくりに積極的に取り組みます。 ○ 地域の特性に配慮した景観づくりに協力します。 ○ 宇城市景観条例、景観計画などを遵守し、違法な屋外広告物の掲出はしません。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑化や美化活動に積極的に参加します。 ○ たばこや空き缶などのポイ捨てをしません。 ○ 不法投棄や自転車放置をしません。 ○ 緑化や美化活動に積極的に参加します。 ○ たばこや空き缶などのポイ捨てをしません。 ○ 研修や美化活動を通して、事業者内の美化意識の啓発に努めます。 ○ 所有及び管理する空き地・空き家の適正管理に努めます。 	

49

環境目標3：地域の個性あふれる美しいまち

個別目標3-3：まちの歴史や文化を大切にします！

地域の歴史・文化の保全と継承

現状と課題

本市には、国指定文化財の小田良古墳をはじめ、縄文・弥生時代から続く歴史を今に残す数多くの文化財があり、その数は、国指定 22 件（うち登録有形文化財 16 件）、県指定 8 件、市指定 92 件にのびります。（令和 5（2023）年 3 月現在）

これらの文化や資源を適切に保存・管理するとともに、活用することが重要です。地域に誇りと愛着を持ち、心やすらぐ快適な環境を次の世代に引き継いでいくため、これらの文化財の適切な保全を図り、ふるさとの歴史・文化とふれ合い学ぶことのできる環境学習の場を創出していく必要があります。

施策の柱	市の役割
ふるさと原風景の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○地域らしさを感じる自然と歴史文化が調和した伝統的な景観を保全します。 ○鎮守の森や路傍樹の保全、古樹銘木の保存・指定を推進します。
歴史・文化資源の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財など歴史的遺産の周辺環境も含めた良好な景観の保全・形成を推進します。 ○ふるさとを物語る歴史・文化資源を発見するウォッチングやマップづくりなどふれ合いの機会を創出します。 ○歴史や文化資源を生かしたまちなみづくりを推進します。

施策方針

地域の歴史や文化を大切に保存し継承していくことは、ふるさとを誇りに思い大切に作る心を育てます。

長い歴史の中で培われてきた地域の素晴らしさをもう一度再発見・再確認し、その姿を将来にわたって守り、受け継いでいくことのできる施策を展開します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域景観の保存・継承活動に協力します。 ○地域固有の伝統的な景観について知識を深め、保全・継承活動を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域景観の保存・継承活動に協力します。 ○地域固有の伝統的な景観について知識を深め、保全・継承活動を実践します。
<ul style="list-style-type: none"> ○歴史・文化資源を大切にし、マナーを守って利用・観賞します。 ○歴史・文化的景観について知識を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史・文化的景観について知識を深め、事業者内の啓発に努めます。

環境目標3：地域の個性あふれる美しいまち

個別目標3-4：人と環境に配慮した交通体系を目指します！

安全で快適な交通環境の創出

現状と課題

本市は、九州の経済大動脈である国道3号や九州縦貫自動車道、加えて国道218号、266号の主要幹線道路が走っており、交通量は増加傾向にあります。特に、市街地と都市圏を結ぶ主要道路では慢性的な交通渋滞も発生しています。市街地における交通渋滞の解消・緩和に向け、幹線道路の整備や鉄道の高架化、市街地を迂回する環状道路などの検討を進めると同時に、公共交通機関の乗り継ぎの利便性向上を推進していく必要があります。

市民意識調査では、公共交通の利便性向上を求める意見が多く挙げられました。到来した高齢化社会に対応していくためにも、環境負荷の少ないコンパクトシティ*の形成が求められています。

施策方針

環境にやさしい公共交通機関の利用促進や交通結節点機能の強化による利便性の確保などに向けた施策を展開します。

また、誰もが安全にかつ快適に移動できる歩行者空間や、環境負荷の少ない交通手段である自転車の利用を促進する施策を展開します。

施策の柱	市の役割
公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携しサービスや路線網の充実に努め、公共交通機関の一層の利用促進を図ります。 ○バス事業者とも連携しながら、地域住民のニーズや利便性を考慮した交通体系を検討します。
交通結節点機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○JRとバスなど乗り継ぎの利便性の向上を図るとともに、バスターミナルを隣接させるなど駅周辺整備・開発を促進します。 ○自転車による公共交通機関へのアクセス向上を図るため、駅やバスターミナル周辺における常設の駐輪場の維持及び管理に取り組みます。
幹線道路ネットワーク整備	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用や渋滞地点を考慮し、国道を軸に放射環状型による道路の構築を目指します。
安全な歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道整備による歩車道分離を推進し、通行者の安全確保を図ります。 ○車道と歩道の段差の解消などに努め、子供から高齢者、障がいのある方も歩きやすい環境づくりを進めます。 ○安全な通学路の確保に取り組みます。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○可能な範囲でマイカー利用を自粛し、公共交通や自転車の利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤などは公共交通や自転車など環境負荷の少ない手段を推奨します。 ○ノンステップバスの導入など子供から高齢者、障がい者、誰もが利用しやすい安全で快適なサービスの提供に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○交通結節点整備のために必要な情報提供に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通結節点整備のために必要な情報提供に協力します。 ○公共交通の利便性向上に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク網整備のために必要な情報提供に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク網整備のために必要な情報提供に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○可能な範囲でマイカー利用を自粛し、徒歩移動に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○可能な範囲で自動車利用を自粛し、徒歩移動に努めます。

環境目標 4（循環型社会※）

資源を循環利用する環境にやさしいまち

温暖化など深刻化する地球環境の状況を真摯に受け止め、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築することが急務となっています。

市民一人ひとりが日常生活を振り返りライフスタイルを転換し、事業者は耐久性の高いものづくりや売り方などの改善に取り組みます。循環型社会※を実現するための5つのキーワード（5.R※）の推進を徹底し、環境にやさしいまちを目指します。また、節電や節水、食品ロスの削減など「もったいない」の精神のもと、限りある資源を大切にすると同時に、環境にやさしい新エネルギー※の導入などを推進します。さらに、環境保全活動が地域経済の好循環の源泉となるような仕組みづくりを目指します。

（目標値の中間見直しについて）

1人当たりのごみの排出量は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在宅での生活が増えたため増加したと考えられます。そのため、最終目標は変更せずに更なる減量化に取り組んでまいります。

「リサイクル率」については、宇城市で展開している資源ごみ等の分別収集が市民に定着した結果、目標値を上回りました。缶、ビンはさらにアルミ缶・スチール缶に、ビンはさらに透明・茶色・その他の色などに分け、種類別にコンテナに入れるコンテナ方式が概ね市民の方々にご理解いただけ再資源化の意識が高まってきているようです。ただ一方で、「平日の朝早い時間は、出勤時間との兼ね合いで、あるいは子育てのため分別収集の時間に出せない」、「分別収集に出せないで、スーパーマーケットの回収場所に出しているが、ビンが出せず溜まって困る」、「プラスチックごみが溜まり、可燃物として出さざるを得ない」等、特に若い世代が多い地域或いは保管場所の限られたアパート等に居住の方々からの不満が、市民アンケートで多く寄せられました。

宇城市は、県内でも分別ごみの再資源化については先進的な取り組みを行っていますが、このような要望に対しきちんと耳を傾け、今後収集のあり方を検討することも視野に入れ、市民、行政区とともに検討を進めてまいります。

また、国が宣言した2050年でのカーボンニュートラル達成、SDGs等の地球温暖化対策により、国民一人ひとりの環境問題への関心が高まったことが、令和4（2020）年度の市民意識調査にも反映されました。日々の暮らしの中で市民の方々が、限られた資源を有効に活用している結果が数字に表れました。目標を上回った項目は、最終目標を上方修正し目標達成を目指します。

＜環境指標＞

指標項目	2017実績 (※1)	中間目標(2022年)			目標値(2026年)	
		当初	実績 (※2)	差	当初目標	見直し後 目標
●1日一人あたりごみ 排出量	847.7g (H27年)	829.0g	963g	+134g	821.1g	821g
●リサイクル※率	21%	22.3%	25.3%	+4%	22.4%	27%
●過剰包装の簡素化や買物 袋持参に取り組む市民の 割合【意識調査】	80.2%	82%	92%	+10%	85%	95%
●水の節約に取り組む市 民の割合【意識調査】	71.7%	75%	78%	+3%	80%	85%
●電気の節約に取り組む 市民の割合【意識調査】	82%	85%	84%	-1%	90%	90%
●ガスの節約に取り組む 市民の割合【意識調査】	67.6%	70%	82%	+12%	75%	85%
●環境にやさしい製品 の購入に取り組む市民 の割合【意識調査】	62.5%	65%	65%	0	70%	70%

(※1) 指標項目の【意識調査】についてはH29年の値、その他の項目はH28年の値を基本としていますが、熊本地震の影響が著しい項目についてはH27年の値を使用しています。

(※2) 令和3(2021)年度実績値、なお【意識調査】については令和4(2022)年10月に実施

環境目標4：資源を循環利用する環境にやさしいまち

個別目標 4-1：ごみを減らし資源を有効活用します！

現状と課題

平成 19(2007)年度から開始された資源ごみのコンテナ収集などにより、ごみの減量化やリサイクル*は市民意識の中に浸透し、改善の傾向にあります。また、宇城市環境対策委員会*や地域環境活動団体などの協力のもと、ごみ減量や環境美化に関する取り組みが推進されています。

市民意識調査では、不法投棄への懸念やコンテナ収集の利便性向上がさらなるリサイクル*などの促進につながるとの意見が挙げられています。

今後ごみの減量化やリサイクル*の促進に取り組む環境にやさしいまちづくりを推進することが望まれます。

施策方針

不要なものは買わない(リフューズ*)、ごみを減らす(リデュース*)、繰り返し使う(リユース*)、修理して使う(リペア*)、資源は再生利用する(リサイクル*)の5.R*を推進します。

また、廃棄食用油の回収も実施し、ディーゼルエンジンの燃料や肥料としての再利用に取り組みます。

不法投棄の未然防止をさらに強化し、みんなが気持ち良く暮らしていくための施策を展開します。

①ごみの減量と資源の活用

施策の柱	市の役割
5.R*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や事業者に対し、ごみの減量(リデュース*)の普及・啓発に取り組みます。 ○ごみ減量意識を高めるための学習会やイベントなどの啓発活動に取り組みます。 ○適正な分別収集制度の確立を目指し、分別ごみ再資源化事業の実施、宇城市環境対策委員の協力による分別指導の実施を推進します。
さんまるいちまる 3010運動*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロスを削減するため、「3010運動*」を推進し、市民や飲食店、事業者などに運動の趣旨を周知し協力を要請します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○5.R*活動に関心を持ち、積極的に取り組みます。 ○過剰包装の抑制や買い物袋を持参するマイバッグ*運動に取り組みます。 ○マイ箸運動に取り組みます。 ○ごみの発生抑制のため、必要なものだけ購入するように努めます。 ○ごみ出しのルールを守ります。 ○ごみの分別に取り組みます。 ○生ごみ処理容器などの設置に取り組み、家庭から出る生ごみの堆肥化に努めます。 ○廃食油のリサイクル*に努めます。 ○電化製品や家具など修理して大切に使います。 ○家庭用事務用品のグリーン購入*や、再生紙の使用に努めます。 ○再生品や再使用可能な製品の購入に取り組みます。 ○各種リサイクル*法を遵守します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装の削減・簡素化・軽量化に努めます。 ○製造過程で発生する廃棄物の減量化、再利用に努めます。 ○廃食油のリサイクル*に努めます。 ○事務用品のグリーン購入*や、再生紙の使用に努めます。 ○長期間使用できる製品の開発に取り組みます。 ○リサイクル*しやすい製品の製造に取り組みます。 ○建設副産物*などの再利用、リサイクル*資材・商品廃材などの利用に努めます。 ○各種リサイクル*法を遵守します。 ○5.R*推進のための環境教育・環境学習・普及活動に積極的に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○「3010運動*」の趣旨を理解し、積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「3010運動*」の趣旨を理解し、積極的に取り組みます。

②不法投棄対策

施策の柱	市の役割
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、道路管理者、近隣自治体と連携し、不法投棄監視体制を整え不法投棄の防止に取り組みます。 ○河川や道路沿線などでクリーン作戦を展開します。 ○ごみのポイ捨て禁止や、ごみの持ち帰りを啓発する看板を設置し、監視パトロールなどを強化します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄をしません。 ○美化清掃活動に参加します。 ○ごみのポイ捨てをしません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄をしません。 ○美化清掃活動に参加します。 ○ごみのポイ捨てをしません。

環境目標4：資源を循環利用する環境にやさしいまち

個別目標4-2：エネルギーを有効活用します！

自然・未利用エネルギー※の利用促進

現状と課題

石油や石炭など化石燃料※の枯渇や、その使用が引き起こす温暖化などの環境問題が大きな課題となっています。限りある資源を有効活用し持続可能なエネルギー供給を実現するため、太陽光などの新エネルギー※によるエネルギー転換が喫緊の課題となっています。

市民意識調査では、エネルギーや資源の節約に取り組む市民は82%、水、ガスの節約は70%近い取り組みがあり、省エネルギーに対する高い市民意識が確認されました。今後も未利用エネルギー※など新しいエネルギー資源の有効活用に取り組み、環境にやさしいまちの実現に努めることが望まれます。

施策方針

自然・未利用エネルギーに対する市民意識の啓発活動を展開するとともに、庁舎においてもクールビズ※やウォームビズ※を取り入れ、こまめな節電や節水など、「もったいない」の精神で取り組みを継続します。

電気のつけっぱなしなど「うっかりライフスタイル」を見直し、限りある資源やエネルギーを大切に使う環境に配慮した施策を展開します。

施策の柱	市の役割
省エネルギー・省資源の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○節電や節水などの省エネルギー・省資源に向けた「もったいない運動」を推進します。 ○遠方への買出しなど無駄なエネルギー消費を削減するため、農畜産物の地産地消を推進します。 ○水道管の漏水調査を行い、漏水が発見された場合は、速やかに修理を行います。
自然・未利用エネルギー※の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設などにおける太陽光、太陽熱利用、<u>クリーンエネルギー</u>※自動車の導入を推進します。 ○市民や事業者への自然・未利用エネルギー※の導入を啓発・促進します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○節電や節水などの、「もったいない運動」に取り組めます。 ○冷暖房の設定温度に配慮します。 ※年間をとおして室内温度を20℃から28℃の間で調整を図ります。 ○省エネルギー型の製品の購入に努めます。 ○建物を新築・改築する際は、断熱化などエネルギー効率に配慮した建設に努めます。 ○農畜産物の地産地消に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○節電や節水などの、「もったいない運動」に取り組めます。 ○省エネルギー型の製品の開発・製造・販売・購入に努めます。 ○建物を新築・改築する際は、断熱化などエネルギー効率に配慮した建設に努めます。 ○物流の効率化に努めます。 ○農畜産物の地産地消に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光、太陽熱利用、<u>クリーンエネルギー</u>※自動車の導入など、自然・未利用エネルギー※の導入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光、太陽熱利用、<u>クリーンエネルギー</u>※自動車の導入など、自然・未利用エネルギー※の導入に努めます。

環境目標4：資源を循環利用する環境にやさしいまち

個別目標4-3：環境と経済が好循環するまちを目指します！

環境にやさしい産業の創出・育成

現状と課題

私たちの生活に「環境」と「経済」は不可欠なものです。省エネ技術の進化や過剰包装の削減など技術開発や意識改革により環境効率を高めることで経済発展を遂げながら環境負荷の少ない社会を実現することが可能です。環境負荷の少ない製品の開発など環境ビジネスを推進し、環境に貢献する企業に対して付加価値を付するなど、環境への取り組みを活性化させるための対策が必要です。

施策方針

環境負荷の軽減に資する商品・サービスの提供や、様々な社会経済活動を環境保全型のもので変革させる技術やシステムを提供する環境ビジネス産業の発展は、環境と経済の両立を進めるうえでも重要となります。

本市では、引き続き環境にやさしい産業の創出や育成を図る施策を展開します。

施策の柱	市の役割
環境ビジネス産業の創出・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致施策の実施などにより、環境ビジネス企業の立地促進を図ります。 ○環境保全型の農業に関する情報提供や支援に取り組みます。 ○海洋資源を生かしたブルー・ツーリズム[*]や環境資源を生かしたエコ・ツーリズム[*]などを推進します。
環境への負荷の低減に資する製品などの普及	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン購入[*]の普及など、環境への負荷の低減に資する製品などの普及・啓発に取り組みます。 ○地元の産物を生かした商品開発や、消費者と農業者の交流促進により地元産の魅力を発信することで、地元での消費拡大など、地産地消運動を推進します。
環境管理手法の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業による ISO14001[*]やエコアクション21[*]などの認証取得が促進されるよう、情報提供などによる普及・啓発に取り組みます。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○各種ツーリズム活動へ積極的に参加し、様々な体験を通して環境などに対する知識を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種ツーリズムなど環境ビジネス産業の支援、参加に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○マイカー購入時は、ハイブリッド車[*]など環境負荷の少ない製品の購入に努めます。 ○建物の新築・改築時は、断熱性能や消費電力の少ない空調設備の導入など、省エネルギー化に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地元の産物を生かした商品開発に取り組みます。 ○事業用車両購入時は、ハイブリッド車[*]など環境負荷の少ない製品の購入に努めます。 ○建物の新築・改築時は、断熱性能や消費電力の少ない空調設備の導入など、省エネルギー化に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○環境マネジメントに取り組む企業を応援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ISO14001[*]やエコアクション21[*]などの環境マネジメントの認証取得に取り組みます。

環境目標5（地球環境）

未来を思いやる地球に貢献するまち

「温暖化問題」は、気温の上昇のみならず、異常気象の誘発や生態系^{*}の破壊など、人類の生存基盤に関わり、地球環境を考えるうえで最も重要な環境問題のひとつです。近年、局地的豪雨などの異常気象が頻発しており、温暖化対策の取り組みは急務となっています。

地球に暮らす全ての人や生き物の未来のため、低炭素化などの温暖化対策を地域一丸となり、地球にやさしいまちづくりを積極的に推進します。

また、海外の熱帯林の減少や途上国の公害問題などを身近なものとして受け止め、国際協力など地域からできる環境貢献活動を推進します。

（目標数値の中間見直しについて）

「地球温暖化対策」については、当初計画策定時から世界の情勢が大きく変化しました。

「第1章 1-1 第2次宇城市環境基本の5年間を振り返って」のところで記載していますが、平成27(2015)年に地球規模の環境危機を反映し「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃以内に抑えようととも1.5℃以内に抑える努力をするため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトさせ、21世紀後半には温室効果ガス排出量と森林等による吸収量とのバランスをとることを目標として掲げており、アメリカ、中国、インドや日本等主要排出国を含む150か国以上の国が締結しています。

日本国においても、令和2（2020）年10月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を宣言し、令和3（2021）年4月に開催された気候サミットでは令和12（2030）年度の削減目標について、平成25（2013）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

また、平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意したSDGsについても、令和12（2030）年を達成期限とし取り組みを進めています。

このような社会の変化を受けて、宇城市においても「第3次地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を、令和4（2022）年3月に策定し温室効果ガスの削減に取り組むとともに、宇城市を含む19市町村で構成された「熊本連携中枢都市圏」において、「地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定し、広域に連携し取り組みを行っているところです。

「市の公共施設の年間使用電力量」は、公共施設での節電には努めているものの、目標値より増加しました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、窓等を少し開けて換気を行いながら空調を行っていたためです。このため、今後の電力使用量は予測が難しく、最終目標値を下方修正しました。

「市の公共施設の太陽光発電などの導入における自然エネルギーの活用」については、令和4（2022）年3月に策定した「第3次宇城市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」の中で、市の事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組むことを明記し取り組んでいくこととしています。

「市ホームページや広報誌などにおける環境情報の発信」については、不法投棄への注意喚起や、犬猫の適正管理等を広報誌やSNSをとおして積極的に発信しているため、最終目標値は変更せず、さらに発信に努めてまいります。

＜環境指標＞

指標項目	2017実績 (※1)	中間目標(2022年)			目標値(2026年)	
		当初	実績 (※2)	差	当初目標	見直し後目標
●市の公共施設の年間使用電力量	4070千kwh	4000千kwh	4,793千kwh	+793千kwh	3900千kwh	4300千kwh
●市の公共施設の太陽光発電などの導入における自然エネルギーの活用	55千kwh	66千kwh	50千kwh	-11千kwh	77千kwh	60千kwh
●市ホームページや広報誌などにおける環境情報の発信	10回	12回	10回	-2回	12回	12回

(※1) 指標項目の【意識調査】については H29 年の値、その他の項目は H28 年の値を基本としていますが、熊本地震の影響が著しい項目については H27 年の値を使用しています。

(※2) 令和3(2021)年度実績値

環境目標5：未来を思いやる地球に貢献するまち

個別目標5-1：地球温暖化^{*}の緩和に取り組みます！

二酸化炭素の排出削減（低炭素化）

現状と課題

平成27（2015）年に採択されたSDGs及び世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃以内に抑えることを採択した「パリ協定」等、地球温暖化対策に向けて世界が大きく動き出しました。

日本でも、令和2（2020）年に温室効果ガス排出ゼロ（カーボンニュートラル）を定め、地球温暖化対策の充実が図られました。

宇城市では、19の市町村で構成された熊本連携中枢都市圏において、国の施策の実現に向けて協同して取り組んでいます。

施策の柱	市の役割
温室効果ガス [*] 排出低減対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○コンパクトシティ[*]の形成や公共交通機関などの利用促進、建築物の環境性能の向上、再生可能エネルギーへの優先利用など各施策を連携させ、温室効果ガス[*]の排出が少ない地域を目指します。 ○温室効果ガス[*]の発生要因である化石燃料[*]の消費を抑えるため、自然・未利用エネルギー[*]の利用を促進します。 ○LED[*]などの高効率照明や省エネ機器の導入、省エネサービスの選択に積極的に取り組みます。 ○温室効果ガス[*]である二酸化炭素の発生を抑えるため、ごみの発生・排出抑制を進めます。 ○インフラ施設の土木や農林施設、学校給食を含む義務教育施設、病院施設を除く建築施設が使用する電力量を削減するとともに、自然・未利用エネルギー[*]の利用を促進します。
建築物の省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物における温室効果ガス[*]排出抑制などの取り組みを推進します。 ○省エネ基準などを踏まえ、建築物の省エネルギー化を推進します。
緑による二酸化炭素の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○二酸化炭素の吸収源となる森林の保全や、市域の緑化を推進します。 ○グリーンカーテン[*]など、エネルギー削減につながる取り組みについての普及・啓発に努めます。
環境配慮行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「くまもとらしいエコライフ宣言[*]」や「九州エコライフポイント[*]」などの環境配慮行動の普及・啓発に取り組みます。

施策方針

市民意識調査においても、日本や世界における深刻な環境問題として41%（前回71%）が「地球温暖化^{*}」、18%（前回11%）が海洋汚染を上げています。

この地球環境の変化を厳粛に受け止め、市民、事業者、行政が連携して環境負荷の少ないスタイルへ転換していく必要があります。

化石燃料^{*}の消費を抑えるとともに、温室効果ガス^{*}の発生抑制に取り組み、低炭素型の社会へと移行するための施策を展開します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○節電やごみの削減といった日常生活の無駄を省くなど、省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの転換に努めます。 ○LED[*]などの高効率照明や省エネ機器の導入、省エネサービスの選択に積極的に取り組みます。 ○マイバッグ[*]持参運動に取り組みます。 ○可能な範囲でマイカー利用を自粛し、公共交通の利用に努めます。 ○アイドリングストップ[*]などエコドライブ[*]に努めます。 ○地球温暖化[*]に対する知識を深め、環境意識の向上と環境活動に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガス[*]の発生要因である化石燃料[*]の消費を抑えるため、自然・未利用エネルギー[*]の利用に努めます。 ○環境マネジメントシステム[*]などを積極的に導入し、省資源・省エネルギー型の事業活動に努めます。 ○LED[*]などの高効率照明や省エネ機器の導入・開発、省エネサービスの選択・提供に積極的に取り組みます。 ○マイバッグ[*]持参運動を促進します。 ○通勤などは公共交通や自転車など環境負荷の少ない手段を推奨します。 ○アイドリングストップ[*]などエコドライブ[*]に努めます。 ○地球温暖化[*]防止のための啓発イベントに積極的に参加・協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の省エネルギー化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の省エネルギー化に努めます。 ○建築物の省エネルギーに留意した事業活動、サービス提供に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○緑の保全、緑化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の保全、緑化に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○「くまもとらしいエコライフ宣言[*]」や「九州エコライフポイント[*]」などの環境配慮行動に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「くまもとらしいエコライフ宣言[*]」や「九州エコライフポイント[*]」などの環境配慮行動に取り組みます。

環境目標5：未来を思いやる地球に貢献するまち

個別目標5-2：地球環境保全への貢献活動を推進します！

国際的視野での環境貢献活動 (オゾン層*の保護、酸性雨*対策、森林保全)

現状と課題

オゾン層*の破壊や酸性雨*、世界的な森林減少などの自然環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因するものが大きいとされています。

地球温暖化*対策と合わせ、様々な環境問題について国際的視野で市民一人ひとりが学び、改善のために行動することが求められています。

施策の柱	市の役割
オゾン層*保護対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○法令に基づき、フロン類の適正な処理についての啓発を行います。 ○オゾン層*破壊物質を含まない製品の使用を推進します。 ○オゾン層*保護対策についての普及・啓発に取り組みます。
酸性雨*対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○石炭・石油などの化石燃料*の使用量削減に努め、硫酸酸化物や窒素酸化物*など酸性雨*の原因物質の排出抑制を図ります。
森林保全	<ul style="list-style-type: none"> ○熱帯雨林の保全のため、熱帯木材の使用削減を推進します。 ○木材使用の減量を図るため、リサイクル*紙の使用を推進します。
国際的意識の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○紙や木材の原料生産地などに関心を持ち、日常生活と地球環境の関わりについて意識を高める環境活動に取り組みます。

施策方針

オゾン層*の保護や酸性雨*対策、森林保全に取り組み、健全な地球環境を引き継ぐための施策を展開します。また、地球規模の環境問題に関する情報の提供に努め、地球環境の悪化を防止し、みんなの地球をみんなで守る意識の醸成に取り組みます。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○フロン類使用製品は、適正な処分を行う事業者に回収を依頼します。 ○オゾン層*破壊物質を使用していない製品の購入に努めます。 ○オゾン層*保護の主旨を理解し、その対策に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○フロン類使用製品は、適正に回収・管理・処理します。 ○オゾン層*破壊物質を使用していない製品の購入に努めます。 ○オゾン層*保護の主旨を理解し、その対策に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○可能な範囲でマイカー利用を自粛し、公共交通の利用に努めます。 ○マイカー購入時は、ハイブリッド車*など環境負荷の少ない製品の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤などは公共交通や自転車など環境負荷の少ない手段を推奨します。 ○事業用車両の購入時は、ハイブリッド車*など環境負荷の少ない製品の購入に努めます。 ○事業活動における化石燃料の使用削減に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○木材使用の減量を図るため、リサイクル*紙の使用に努めます。 ○古紙回収に積極的に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設資材の再利用に努めます。 ○木材使用の減量を図るため、リサイクル*紙の使用に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○紙や木材の原料生産地などに関心を持ち、日常生活と地球環境の関わりについて意識を高める環境活動に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○紙や木材の原料生産地などに関心を持ち、日常生活と地球環境の関わりについて意識を高める環境活動に取り組みます。

環境目標6（環境活動）

みんなで築く協働※のまち

複雑化・多様化する環境問題には、市民一人ひとりが環境について理解し、自分の責務を認識したうえで、積極的に環境活動に取り組むことが重要です。また、人口減少、少子高齢化が進む中で、環境活動に取り組む人材も不足することが懸念され、今まで以上に市民、事業者、行政それぞれが主体となり、それぞれの立場で、相互に協力・連携を図っていくことが不可欠です。

環境教育・環境学習などの取り組みにより環境について正しく学び、環境にやさしい心と、実行力を持った人づくりを進めます。しかし、一人ひとりの力だけでは解決しがたい広範囲の問題や専門的知識が必要とされる環境問題もあります。市民、事業者、行政、専門機関などとも連携し、みんなで参加し考え、協働で築く環境に配慮した活動を展開します。

（目標数値の中間見直しについて）

「環境に関するイベント・キャンペーンなどの実施回数」については、毎年10月及び1月に開催しているフードドライブ（※）の回数を記載しています。食品ロスを防ぐため、家庭にある食品をご提供いただきフードバンクへ寄贈し、必要な方々へお渡ししています。また、毎年度、月ごとに切れ目のないフードドライブを実施するため、宇城市を含む19市町村で構成された熊本連携中枢都市圏 環境・上下水道部門 廃棄物対策部会において、各市町村の開催月を定めています。今後、フードドライブに限らず様々な企画を立案・実施するために、最終目標の数値は変更せずに取り組んでまいります。

<環境指標>

指標項目	2017実績 （※1）	中間目標(2022年)			目標値(2026年)	
		当初	実績 （※2）	差	当初目標	見直し 後目標
●環境に関するイベント・キャンペーンなどの実施回数	3回 (H27年)	5回	2回	-3回	5回	5回

（※1）指標項目の【意識調査】についてはH29年の値、その他の項目はH28年の値を基本としていますが、熊本地震の影響が著しい項目についてはH27年の値を使用しています。

（※2）令和3（2021）年度実績値

環境目標6：みんなで築く協働のまち

個別目標6-1：貴重な自然を学び・守ります！

環境教育・環境学習の推進

現状と課題

環境を保全・改善するには、自然環境の持つ役割を理解し、情報を共有することが必要です。

本市には、山や川、ため池、海といった豊富な自然があります。豊かな自然環境は、憩い、やすらぎの空間であるとともに、レクリエーションや観光、環境学習の場ともなり、心のリフレッシュや子供たちの情操を育むうえでも重要な役割を果たします。

市民意識調査でも、身近な環境で満足度の高いものは「緑の多さ」「空気のきれいさやにおい」「自然の美しさ」などの豊かな自然に関連するものが多く見られました。また、「環境保全のイベントや講演会・学習会の参加」では、すでに取り組んでいる人、今後取り組みたいとする人が合わせて66.8%となっています。身近な自然にふれ、自然の美しさや営みに感動し感謝する機会の創出が求められています。

施策の柱	市の役割
環境について学ぶ場の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○市民がいつでも環境について学べる場や地域の環境活動の拠点となる場の創出に取り組みます。 ○里山やため池周辺など、身近にある自然観察や体験学習の場として活用する体制づくりを推進します。 ○環境ポスターの募集や、美しい風景フォトコンクールなど、各種環境について考える機会の創出を推進します。 ○美しい自然にふれ、学び、豊かな心と身体を育てる（環境・教育・健康）観点から、萩尾溜池から大野川沿い、不知火海沿岸を通り、松合、三角西港までを結ぶ軸線をサイクリングルート・サンセットウォークコースとして位置づけ、活用を図ります。
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な講座や研修会、自然の中での体験学習などの充実を図り、誰もが気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。 ○学校などの教育機関と連携し、環境学習に関する情報提供を行います。 ○「水俣に学ぶ肥後っこ教室」を引き続き推進し、取り組みの一層の充実に努めます。 ○学校版環境ISO[※]の一層の充実と、家庭や地域との連携を推進します。
自然学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自然観察指導員などとの協働[※]による自然を楽しむエコツーリズム[※]を推進します。 ○自然資源を活用したホテル観察会や星空ウォッチング、フィッシング大会などの各種イベントを開催します。
地域環境リーダーの人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育・環境学習の実践指導にあたるリーダー育成のための活動を推進します。

施策方針

自然にふれ、自然を実感し感動することで、ふるさとへの愛着やより良い環境を目指した意識・行動が育まれます。

より多くの市民が自然にふれ合うことのできる空間や機会の創出を図る施策を展開します。

自然とふれ合う自然観察会など環境教育・環境学習の機会拡大を図り、自然を大切に思い、環境行動を実践する人づくりに向けた施策を展開します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○事業者や行政と協力し、環境体験学習や自然学習の機会の創出に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や行政と協力し、環境体験学習や自然学習の機会の創出に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○自然資源を活用した各種イベントや環境学習へ積極的に参加します。 ○環境学習に関する情報提供に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境体験学習、企業、施設見学会の開催などに協力します。 ○環境学習に関する情報提供に協力します。 ○従業員の環境学習に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○自然資源を活用した各種イベントや環境学習へ積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然資源を活用した各種イベントや環境学習の開催に協力します。 ○従業員の自然学習に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○自身の経験を生かし、講師や指導者として環境保全活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自身の経験を生かし、講師や指導者として環境保全活動に積極的に参加します。

環境目標6：みんなで築く協働のまち

個別目標6-2：協働*による環境活動を展開します！

市民、事業者、行政のパートナーシップ*の形成

現状と課題

本市では、市民の美化活動などへの参加をはじめ、市民主導の環境活動団体としてN.P.O.法人*「宇城市環境保全隊」などが積極的な活動を展開しています。その他に、環境問題に熱意や見識がある各地区推薦者による「宇城市環境対策委員会*」などが結成されており、市民の行動力が評価されています。

市民、事業者、行政が一丸となって環境保全に取り組んでいくためには、環境に関する情報を共有し、引き続き協働による環境活動を推進していくことが必要です。

施策の柱	市の役割
環境情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する情報を幅広く収集・交換し、分かりやすく市民に発信します。 ○環境フォーラムなどによる交流や、組織化、団体間のネットワークづくりを推進します。
協働*による環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な環境問題について協力、連携して考え行動する取り組みを推進します。 ○市民主導の活動団体との協力、連携を強化し、イベントや清掃活動をはじめ、環境活動の輪をさらに拡大させます。 ○環境活動に意欲的に取り組む団体などの表彰など顕彰制度を推進します。 ○協働*のもと、環境にやさしいライフスタイルへの移行を推進します。
広域的な環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ○河川流域や海域における環境問題の解決や、環境行動の輪を広げる実践活動の展開を図るため、広域的な関係機関・団体との協働*による環境活動を推進します。


施策方針

より良い環境を育んでいくためには、一人ひとりの環境行動と、一人ではできないことをみんなで知恵と力を出し、協力し合って行動していくことが大切です。今後も市民、事業者、行政がパートナーシップ*による環境活動に向けた施策を展開します。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○環境フォーラムなどに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境フォーラムなどへの積極的な参加と協力を努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○美化活動や環境活動、講演会などに積極的に参加します。 ○協働*のもと、環境にやさしいライフスタイルへの移行に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境活動への積極的な参加と協力を努めます。 ○環境体験学習、企業、施設見学会の開催などに協力します。 ○協働*のもと、環境にやさしいライフスタイルへの移行に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な関係機関・団体との協働*による環境活動に積極的参加・協力します。 ○広域的な環境ネットワークの形成に参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な関係機関・団体との協働*による環境活動に積極的参加・協力します。 ○広域的な環境ネットワークの形成に参加・協力します。

第4章

計画の推進にあたって

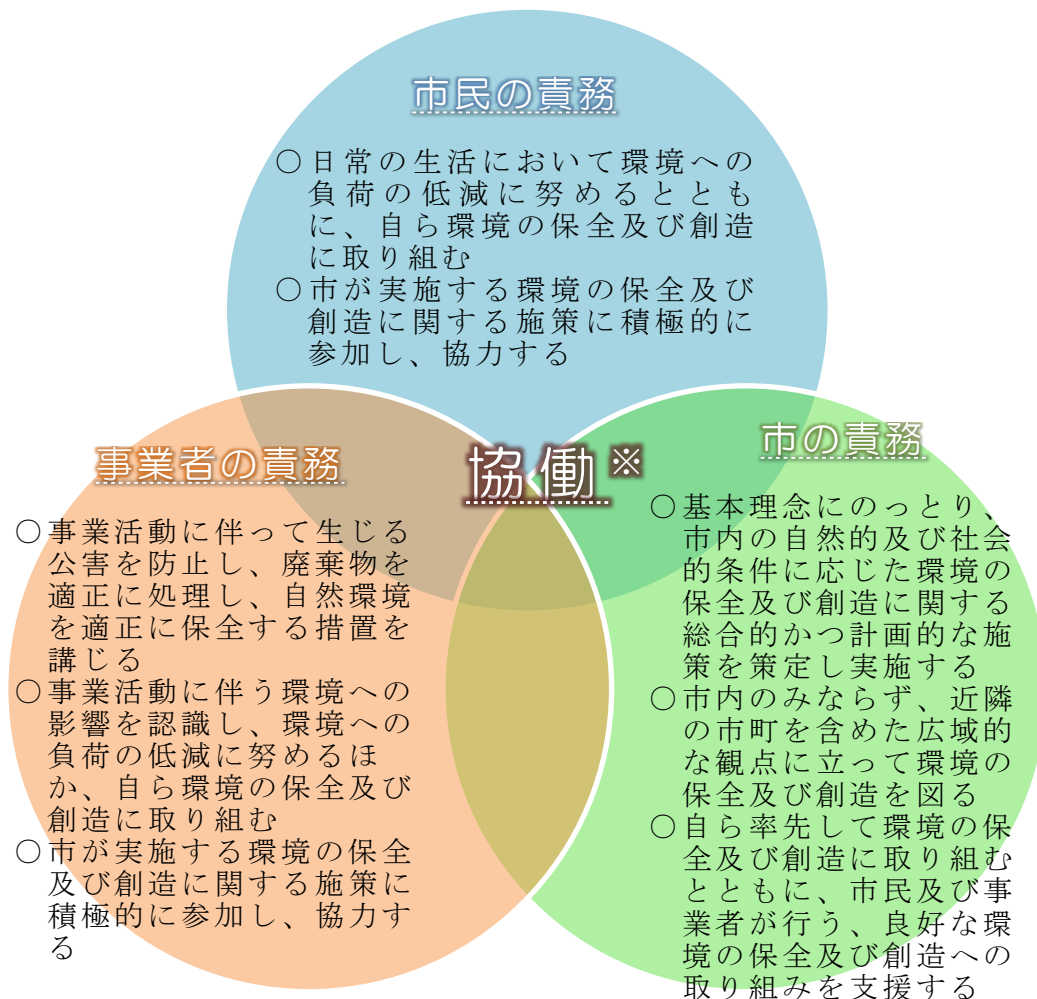
- 
- 1 推進主体
 - 2 推進体制
 - 3 進行管理

1 推進主体

本計画の推進主体は、市民・事業者・市です。市が直接実施するものに限らず、市民や事業者が実施主体となるものや、三者の協働※によるものなど、それぞれの責務を果たすとともに互いに協力・連携しながら、幅広く推進していく必要があります。

＜宇城市環境基本条例における各推進主体の責務＞

— 第4条、5条、6条 —



2 推進体制

本計画の着実な推進を図るためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で、その役割を果たしながら、互いに協力して施策を進めていくことが必要です。

また、市民・事業者・市の日常における自発的な環境改善のための行動は、市の環境施策が大きく関連してきます。計画に掲げる施策を着実に推進し、その進捗を的確に把握していくため、計画の推進体制を整備します。

宇城市環境審議会

宇城市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者の代表などで組織し、本市の環境に関する重要事項について審議し答申を行います。また、審議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるすることができます。

庁内検討委員会

各部局次長で構成される内部の組織で、本市環境行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置します。委員会は、環境関連事業の成果達成度を点検・把握し、計画の見直し、新たな企画の検討・立案を図っていきます。

協働体制の整備

本計画推進のためには、行政の取り組みだけでなく、市民、事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力、連携することが必要です。また、多面的な活動を推進するため、引き続き宇城市環境対策委員会*および環境保全活動団体や事業者などとの連携に努めます。

3 進行管理

本計画の実効性を高めるために、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、点検・評価し、その結果をフィードバックさせる、PDCAサイクルにより継続的な計画の推進を図っていきます。

本計画で設定した環境指標に基づく施策の実施状況を点検・評価し、その状況を年次報告書として取りまとめ、広く市民に公表していきます。



資料編

資料 1 市の主な環境施策

資料 2 宇城市環境基本条例

資料 3 策定の経緯

資料 4 用語集

資料 1 市の主な環境施策

環境目標 1（自然環境）：豊かな自然とともに生きるまち

個別目標 1-1：豊かな森・農地・里山・生き物を守り育てます

担当部署	事業・施策	概要
農政課	有害鳥獣の駆除	近年、宇城市においても有害鳥獣が山から住宅地に出没しており、地元猟友会と連携を図りながら駆除に努めています。
	有害鳥獣被害防除事業	有害鳥獣の農地への侵入を防ぐため、電気柵等購入費用の一部を補助しています。
	狩猟免許取得補助	有害鳥獣駆除のために新規に免許を取得される方にその費用の一部を補助しています。
	農業振興地域整備促進協議会	優良農地の確保を目的とした計画性のある整備を目指しています。
	経営所得安定対策	転作を主体とした、水田の荒廃を防止し、優良農地として将来にわたって確保します。
	中山間地域等直接支払交付金 (三角・不知火・豊野・小川)	中山間地の持つ涵養・保水・景観の保全機能を維持するため、農道補修や環境整備に努めています。
	資源循環型農業の推進	有機農業推進の中で、化学肥料、化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減する取り組みと合わせて行うカバークロップ [*] などを推進しています。
	熊本型特別栽培農産物認証制度農家数の推進	熊本型特別栽培農産物認証制度農家を推進し、環境に優しい農業を推進しています。
	ふれ合い(市民)農園の開放	農業とふれ合う場の提供と、自家菜園を通じて食の大切さを広げることを目的に豊野の圃場を市民に開放しています。
農林水産課	多面的機能支払交付金事業 (旧農地・水・環境保全向上策)	農地、水路、農道など地域資源の質的向上を図るため、地域ぐるみで行う農業施設の点検補修、生態系 [*] 保全や景観形成などの共同活動を支援しています。また、平成26年度からは老朽化が進む水路などの施設の長寿命化の取り組みに対し支援を拡充しています。

担当部署	事業・施策	概要
農林水産課	漂着ごみなどの処理	漁港区域内の漂着ごみ（産廃分）を処分しています。
国営事業推進課	新規土地改良事業における『環境配慮部会(会議)』の開催	希少生物の保護など、環境との調和に配慮した事業計画を策定するため、新規土地改良事業の着手前に地元代表、有識者などの構成員による環境配慮部会(会議)を開催しています。
土木課	河川改良事業	景観に配慮したブロックなどを用いて、河川護岸の整備を行っています。
健康づくり推進課	健康づくり事業	地域住民の健康づくりと親睦を目的に、健康ウォーキングを各町5か所で開催しています。
教育総務課	集団宿泊教室	「豊野少年自然の家」での自然体験活動や集団生活を通して、自然を愛する心情を育成しています。
生涯学習課	宇城っ子のつどい	自然の中での規律ある集団生活を通じて友情を深め、「生きる力」をつける契機とするとともに、リーダーの育成を図ることを目的として開催しています。沢登りや星の観察会などの自然とふれ合う機会を創出しています。
農業委員会	遊休農地への景観作物など育成活動	宇城市2地区（旧町単位）で500～1,500㎡の耕作放棄地（遊休農地）を農業委員が借り受け、草刈や耕起を行い、ひまわりなどの景観作物の植え付けや食育学習と連携（豊野小）し、さつま芋の植え付け・収穫作業を行っています。

環境目標 2（生活環境）：健康で安心して住み続けられるまち

個別目標 2-1：爽やかな澄んだ空気を守ります

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	事業に伴う排ガス規制指導	法律、条令に基づき、県と連携し、ばい煙・ばい塵・粉じんなどについての指導などを行っています。
	悪臭防止法に伴う地域別規制	県の規制基準に基づき、その規制のもと指導などを行っています。
	アスベスト [*] 材処理事務	アスベスト [*] 材については、産業廃棄物扱いとなるため、宇城保健所と連携し対応しています。
健康づくり推進課	胸膜肥厚対策事業 (アスベスト [*] 対策)	市の健診受診者のうち「胸膜肥厚の疑いあり」の結果が出た方を対象に、契約医療機関において無料で精密検査を実施しています。

個別目標 2-2：清らかな水環境を守ります

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	地下水汚染調査事業	市内の産廃最終処分場跡地などにおいて地下水水質検査を行っています。
	有害廃棄物の適正処理	有害物質の処理については、宇城保健所と連携し対応しています。
	合併処理浄化槽	水質保全確保のため、公共及び農業の下水区域外では、合併処理浄化槽切替への啓発を行っています。
農政課	農薬適正使用推進員及び病害虫防除員の設置	推進員や防除員の推薦を行い、農薬の適正使用の周知徹底や有害動植物発生予察を行っています。
上下水道課	宇城市上水道・簡易水道配水管改良・拡張工事	安全で安定的な水を供給するため、改良・拡張工事を実施しています。
	公共下水道事業	健全な水循環と水環境の保全のため、下水道事業を実施しています。
	農業集落排水事業	水環境の保全のため、農業集落排水区域内の排水施設整備を行っています。

個別目標 2-3：安らぎある生活環境を守ります

担当部署	事業・施策	概要
市民課	暴走行為などの取り締まり強化	警察と協力しながら、暴走族・暴走行為を根絶するため、広報啓発や取り締まりを強化しています。
衛生環境課	熊本県条例に伴う地域別騒音規制	県の規制基準に基づき、指導などを行っています。
	騒音・振動規制法及び熊本県条例に伴う届出義務	法律・条例に基づく各種届出(特定施設設置、特定建設作業、特定作業など)の受け付け、指導などを行っています。
	騒音の苦情	県と連携を図り、法律・条例に基づき調査や指導などを行っています。

環境目標 3（都市環境）：地域の個性あふれる美しいまち

個別目標 3-1：花と緑に囲まれたまちづくりを進めます

担当部署	事業・施策	概要
商工観光課	花のまちづくり運動	市内の花壇管理団体へ年 2 回花苗を配布し、花による潤いのあるまちづくりに取り組んでいます。

個別目標 3-2：まちの美観向上に努めます

担当部署	事業・施策	概要
市民課	放置自転車の整理	「宇城市自転車放置防止条例」に基づき、整理・撤去を行っています。
衛生環境課	宇城市一斉環境美化運動	6月の第1日曜日に、市民による一斉環境美化運動を、宇城クリーンセンターと連携し実施しています。
	空き地などの適正な管理	手入れが行き届かない空き地などについては、条例に基づき適正な管理などを行うよう指導を行っています。
	環境マナーの啓発	環境マナーの啓発のため、看板などを設置しています。
土木課	道路景観の向上	幹線道路の違反広告物のパトロールや街路樹の適正な管理を行っています。また、宇城市景観条例に基づいた工事施工を実施しています。

個別目標 3-3：まちの歴史や文化を大切にします

担当部署	事業・施策	概要
文化スポーツ課	文化財保護活動の推進	指定文化財を中心に文化財の保存と活用に取り組んでいます。また、小中学生や各種講座等を通して文化財の説明案内を実施しています。
	世界文化遺産の保存・活用	世界文化遺産に登録されている「三角西港」の、保存・活用のための方針を策定し、方針に基づき保存・活用に取り組めます。
生涯学習課	宇城市伝統文化芸能まつり	地域に伝わる伝統芸能を広く市民に披露する機会を設け、郷土に対する愛着、誇りを醸成し、市民の融和を深めています。

個別目標 3-4：人と環境に配慮した交通体系を目指します

担当部署	事業・施策	概要
市民課	放置自転車の撤去	松橋駅駐輪場と小川駅駐輪場に放置されている自転車の撤去を行っています。
企画課	地方バス運行費補助事業	市民の移動手段となる生活交通路線の確保のため、補助金を支出して公共交通機関を維持しています。
土木課	道路改良事業	中心部の道路網を整備し、渋滞の緩和を図っています。
	安心歩行エリアの確保	通学路の危険箇所の解消のため、歩道整備に取り組んでいます。
生涯学習課	子ども見守りボランティア	宇城市青少年育成市民会議が募集する「子ども見守りボランティア」が、毎朝夕、通学路の見守り、歩道の安全確保、松橋駅周辺の駐輪自転車の整理などを行っています。

環境目標 4（循環型社会※）

：資源を循環利用する環境にやさしいまち

個別目標 4-1：ごみを減らし資源を有効活用します

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	マイバッグ※・マイ箸運動	ごみの発生抑制の方策として、マイ箸運動とマイバッグ※運動に取り組み、また、マイバッグ※の普及については、宇城市レジ袋削減推進連絡協議会と連携し、レジ袋の削減に取り組んでいます。
	コンテナによる分別収集	行政区で 23 品目の分別収集を行っています。
	不法投棄の監視及び環境保全監視委託事業	市職員による巡回監視の他、NPO 法人※との業務委託による不法投棄の監視と環境保全のための巡回パトロール活動を実施しています。
	野外焼却禁止の指導	野外焼却の苦情に対して、随時、直接現地に出向き指導を行っています。
土木課 農林水産課	建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく公共工事の施工	特定建設資材（コンクリート・アスファルト・コンクリート・木材）を使用する建設工事などで一定規模以上のものについて、その受注者などに対し、分別解体など及び再資源化などを行なうことを義務づけています。
	道路改良・道路維持事業、農道整備事業、水産施設整備事業	再生材（石材など）を用いて土木工事を行っています。

個別目標 4-2：エネルギーを有効活用します

担当部署	事業・施策	概要
公共施設マネジメント課	省エネルギーの取り組み	公用車を購入時には、低燃費車及びEV（電気自動車）の選定に努めています。

個別目標 4-3：環境と経済が好循環するまちを目指します

担当部署	事業・施策	概要
公共施設 マネジメント課	グリーン購入 [*] の普及	グリーン購入 [*] 法に基づき、宇城市グリーン購入 [*] 指針を策定しています。
	電力自由化に伴う一般競争入札の実施	「宇城市電力の調達に係る環境配慮実施要綱」を定め、電力の自由化に伴う一般競争入札時において、環境配慮の状況に基づき小売電気事業者の入札参加資格を判定しています。
農政課	環境に配慮した、農薬を使用しない施設整備の普及	攻めの園芸生産対策事業、地下水と土を育む農業育成事業を実施しています。
土木課 農林水産課	公共工事	排気ガス対策型建設機械の使用を指導しています。
全課	環境への負荷の低減に資する製品などの普及	市では、コピー用紙の両面使用及びエコマーク [*] 商品の購入を行っています。

環境目標 5（地球環境）：未来を思いやる地球に貢献するまち

個別目標 5-1：地球温暖化^{*}の緩和に取り組みます

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	地球温暖化 [*] 対策実行計画に基づく事業実施	令和3年度に策定された第3次宇城市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に沿って、庁内関係部局とともに温室効果ガス削減に取り組んでいます。
農林水産課	緑の募金運動	(公社)熊本県緑化推進委員会の依頼により、緑の募金運動を展開し、またその一部により公共施設への植栽などの緑化推進事業を実施しています。

個別目標 5-2：地球環境保全への貢献活動を推進します

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	フロン類の適正処理対策	産業廃棄物に含まれるフロン類の回収については、主管となる県と連携を図り、適正な処理の啓発を行っています。

環境目標 6（環境活動）：みんなで築く協働※のまち

個別目標 6-1：貴重な自然を学び・守ります

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	分別収集の体験学習	毎年、夏休みに市内小中学生を対象とした、分別収集の体験学習を実施しています。
	環境保全活動イベントの実施	「緑川の日流域大清掃」などの地域環境保全活動を実施している地域づくり団体や <u>NPO 法人</u> ※などとの協働※により、環境保全の実践活動を通して人材の育成を行っています。
教育総務課	環境教育人材育成	「水俣に学ぶ肥後っ子教室」において、水俣市の環境関連施設を訪問し、語り部の講話や資料閲覧を行い、実験などを通して体験的に学習しています。また、市内全小中学校で社会科や総合学習の時間に、環境問題についての学習の時間を設定し、環境活動と関連づけて、人材育成に取り組んでいます。
文化スポーツ課	公民館講座	高齢者学級や女性学級講座において、環境問題やSDGsを意識した講座を開催しています。

個別目標 6-2：協働※による環境活動を展開します

担当部署	事業・施策	概要
衛生環境課	広域的な環境保全活動	「緑川の日流域大清掃」などのイベントなどを通じて、緑川流域で環境保全活動を実施している他の自治体の地域づくり団体や <u>NPO 法人</u> ※などと連携して広域的な環境保全活動を実施しています。

資料2 宇城市環境基本条例

平成18年6月27日

条例第28号

前文

宇城市は熊本県の中央にあり、西は有明海、八代海に面し、東は九州山地に隣接する自然豊かなまちである。先人たちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、住み良いまちを築き上げる努力を続けてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーの大量消費や不用物の大量廃棄を繰り返してきた。その結果、私たちの抱える環境問題は、河川の水質悪化、開発による森林の減少などの身近な生活に密着した問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球的な規模の問題にまで拡大し、現在及び将来の、人類を含むあらゆる生物の生活基盤を脅かすと懸念されている。

もとより、私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、こうした環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承する責務を有している。

今、このような認識のもとに、市民、事業者及び行政が一体となり、これらすべての者の創意工夫と協働により、宇城市の自然豊かな環境を保全し、よりよい環境を創造するとともに、潤いと安らぎのある魅力的なまちづくりを推進していくため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の環境を良好な状態に保全し、及び創造することについて、基本理念を定め、並びに市、市民（本市に通勤し、通学し、又は旅行その他の理由により滞在する者を含む。以下同じ。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これからの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全及び創造を図る上での支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、環境に限りがあることを認識し、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を持続して享受することができるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生及び資源の循環を基調とした環境への負荷の少ない、かつ、持続的な発展ができるまちづくりを旨として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、適正な役割分担の下、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、自主的に、かつ、相互に連携協力して推進されなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わっていることから、市、市民及び事業者がこれを自らの課題として積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市内の自然的及び社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市内のみならず、近隣の市町を含めた広域的な観点に立って環境の保全及び創造が図られるように努めなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、自ら率先して環境の保全及び創造に取り組むとともに、市民及び事業者が行う、良好な環境の保全及び創造への取り組みを支援するように努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境を保全し、及び創造するための支障を防止するため、日常生活において環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら環境の保全及び創造に取り組まなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるほか、自ら環境の保全及び創造に取り組まなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 歴史的文化的な特性が生かされ、自然環境と調和のとれた安全で快適な生活空間が保全され、及び創造されること。
- (5) 市、市民及び事業者が協働して環境の保全及び創造に取り組めること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるとともに、宇城市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3節 基本的施策

(市の施策に係る環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造を図る上での支障を防止するため、必要があると認め

るときは、適正かつ迅速に指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

（施設整備等の推進）

第12条 市は、環境の保全及び創造を図る上での支障を防止し、又はその防止に資するための公共的施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市域の自然環境を適正に保全し、又はその健全な利用を図るための公共的施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、市民が市域の豊かな自然に親しみ、その理解をより深めることができるための公共的施設の整備及び事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（良好な景観の形成等）

第13条 市は、安全で快適な生活空間を保全し、及び創造するため、地域の特性に配慮した良好な景観の形成、美化の推進、健全な住環境の確保等が図られるように必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の減量の促進等）

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（環境管理体制の整備等）

第16条 市は、事業者の一人として、その事業活動に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する体制の整備に努めるとともに、事業者その他の者が自主的に行う環境管理が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び学習等の推進）

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育並びに学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者が、環境の保全及び創造についての理解を深め、活動意欲が増進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動の促進）

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う緑化活動、資源の循環的な利用に資する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第19条 市は、環境の保全及び創造に関して、教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、これを適切に提供するように努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、調査等の体制を整備し、環境の状況の的確な把握に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関して、地域において取り組が可能な施策を積極的に推進するように努めるものとする。

第4節 体制の整備等

(体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び円滑に実施するために必要な市内の体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切かつ効果的に実施するため、市民等と連携協力して取り組む体制の整備に努めるものとする。

(国、県等との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造を図るため広域的な取り組が必要となる施策については、国、県その他関係地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、宇城市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要なこと。

(組織)

第26条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命した委員15人以内をもって組織する。

(1) 環境の保全に関し学識経験を有する者

(2) 関係機関・団体の役職員

(3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その職により就任した委員は、その職を退いたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第28条 前4条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(宇城市ふるさと環境美化条例の廃止)

2 宇城市ふるさと環境美化条例(平成17年宇城市条例第138号)は、廃止する。

資料3 策定の経緯

(1) 策定経過

経過年月	関連部局	備考
令和4年12月21日	第1回宇城市環境審議会	
令和5年3月13日	庁内検討委員会	
令和5年3月15日	第2回宇城市環境審議会	

(2) 宇城市環境審議会委員

氏名	所属部局
篠原 亮太	熊本県環境センター館長、熊本県立大学名誉教授
松田 立秋	宇城市行政区長
太田 四海	宇城市行政区長
萩坂 哲也	宇城市行政区長
松尾 恵介	宇城市行政区長
田上 廣続	宇城市行政区長
登 春雄	J A熊本宇城代表理事常務
濱崎 壽子	宇城市地域婦人会会長
蔦原 京子	宇城市地域婦人会副会長
井上 眞知子	宇城市民生委員・児童委員連絡協議会副会長
千原 千鶴子	宇城市商工会女性部長
廣瀬 のぶ子	女性リスト登録者（環境分野）
徳岡 英亮	宇城地域振興局保健福祉環境部衛生環境課長

(3) 庁内検討委員会委員

関連部局	
総務部次長	経済部次長
市長政策部次長	土木部次長
市民部次長	保健衛生部次長
福祉部次長	教育部次長
農業委員会事務局長	

(4) 事務局

担当部局	担当課
保健衛生部	衛生環境課

資料4 用語集

用語	解説
●ア行	
ISO14001	環境マネジメントシステムに関する規格。国際標準化機構（ISO）が定めたISO14000シリーズの1つ。
アイドリングストップ	駐車時や停車時に、不必要なエンジンの使用をストップさせること。アイドリングストップは、大気汚染、騒音防止のほか、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生抑制の効果もある。
アスベスト	石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれる。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去などにおいて所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。
一般廃棄物	廃棄物処理法(1970年)の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。現行の廃棄物処理法(1970年)の下では、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負う。発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。
ウォームビズ	地球温暖化防止の一環として、暖房時の室温を省エネ温度の20度にし、それに応じた心地よく過ごすことのできるライフスタイルに取り組むこと。
宇城市環境対策委員会	市民の生活環境に対する意識の高揚に努めるとともにリサイクル事業の円滑な推進を図るために、平成18年に設立。委員会は環境問題に熱意や見識がある各地区の推薦者たちで構成。以下を活動方針とする。 ▽分別収集の指導に関すること ▽環境美化に対する提案および活動に関すること ▽ごみ減量対策に関すること ▽環境美化に関する市行政との連絡、調整に関すること ▽その他委員会の目的達成に必要な事項
エコアクション21	中小企業などの幅広い事業所に対して、環境への取り組みを行うシステムを構築・運用・維持し、結果を評価・報告するための方法として環境省が策定したガイドラインに基づく認証・登録制度。
エコ・ツーリズム	自然環境の他、文化・歴史などを観光の対象としながら、環境の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム（旅行、リクリエーションのあり方）のことである
エコドライブ	ガソリンの消費を抑えるなど、環境に配慮して自動車を運転すること。急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心掛けることや、燃費の良い自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガスの減少に役立つ運転のこと。
エコファーマー	堆肥などの土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式（持続性の高い農業生産方式）を自分の農業経営に導入する計画を立て、県知事に申請し、認定された農業者の愛称。 令和6年度に廃止予定
エコロード	エコロジーとロードを組み合わせた和製英語。調査、計画段階から設計、施工、管理の段階まで、自然環境の保全にきめ細かく配慮された道路をさしている。自然環境の改変を最小限とするよう適切な路線の選定を行うとともに、動物の生息地を分断しないように橋梁やトンネルを多く採用したり、動物用の横断構造物を設置して動物の移動を助けるなど、様々な工夫が施される。また、必要に応じて、建設により損壊する自然環境を復元するなどの措置をとる。

用語	解説
SDGs	(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12 (2030) 年を達成年限とし、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。
NPO 法人	民間非営利組織。株式会社などの営利企業とは違って、利益を関係者に分配しない、社会性の高い事業をする組織。
LED	低消費電力・長寿命のため、CO ₂ の排出が少なくなり、環境への負荷が軽減できる電球。
オゾン層	地上から 10~50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン (O ₃) が豊富な層のこと。大気中のオゾンは、その約 90% が集まっており、通常、この成層圏オゾンを「オゾン層」と呼ぶ。オゾンは酸素原子 3 個からなる化学作用の強い気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収している。太陽からの照射光は、波長の長さで赤外線、可視光、紫外線 (UV) に分類され、紫外線はさらに UV-A、UV-B、UV-C に区分されている。オゾン層は、UV-C のほとんどと、UV-B の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を担っている。またこうして吸収したエネルギーによって成層圏の大気が暖まるため、地球の気候の形成に大きく関わっている。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。1998 年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの 6 種類のガスが温室効果ガスとして定められた。
●カ行	
化石燃料	石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。
学校版環境 ISO	環境にやさしい学校づくりを児童生徒・教職員が話し合い、全校をあげて実践活動に取り組むもので、子供の頃から、環境について考える機会と実践を通して、将来を担う子供たちの環境に対する意識を高めることを目的とする。
カーボンニュートラル	環境化学の用語の一つ。何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、大気中に排出される二酸化炭素と大気中から吸収される二酸化炭素が等しい量であり全体としてゼロとなっている状態を指す。
カバークロップ	作物を作らない期間に土壌浸食の防止を目的に作付けされるイネ科やマメ科などの植物。(レンゲ農法) なお、主として施設における土壌などにおいて過剰に集積した肥料成分などの吸収を目的に栽培される作物をクリーニング・クロップという。
環境基本法	環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもの。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として 1993 年成立。

用語	解説
環境保全型農業	環境に対する負荷を極力小さくし、さらには、環境に対する農業の公益的機能を高めるなど、環境と調和した持続的な農業生産方式の総称。
環境マネジメントシステム	事業者などが環境方針などを自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制と手続きで、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものが代表的。
協働	市民、事業者、行政など社会を構成する各主体が、お互いの立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって協力、連携して取り組むこと。
九州エコライフポイント	環境行動（電気使用量の削減）、環境保全活動の参加、省エネ製品の購入に対し、地域の店舗での買い物に利用できるポイント券を提供する事業。
くまもとらしいエコライフ宣言	「くまもとらしいエコライフ」（くまもとの県民性を生かしながら、くまもとの気候や風土、習慣などに合わせて、県民それぞれが続けられるスタイルを選び、生活に取り入れ、県民総ぐるみで環境を大切にしてくらすこと）の考えに基づき、日々の生活・事業活動の中で、それぞれの家庭や企業が取り組むことができる環境配慮活動について自ら宣言し、実際の取り組みのきっかけ・意識付けとするもの。
クリーンエネルギー	有害物質の排出が相対的に少ないエネルギー源を指す。いわゆる自然エネルギーの水力、風力などのほか、化石燃料の中では有毒物質の発生が少ない天然ガスもクリーンエネルギーと呼ばれることがある。あくまでもイメージに力点をおいた言葉なので、論議をする場合には「クリーン」の中身を吟味する必要がある。例えば、水素ガスは燃焼時に有害物質をほとんど出さないためクリーンといわれるが、水素の製造に必要なエネルギーを得る過程で排出される有害物質を評価しなければならない。
グリーンイノベーション	環境問題に対して、社会の持続的な発展のために多様な科学技術や社会的な思考の変革を基に展開する多様な取り組みのこと。具体的には、環境・資源・エネルギー分野の革新的な技術などの研究開発と成果の実用化のためのシステム転換の一体的推進、新たな発想を活用することによるライフスタイルやビジネススタイルなどの転換、地域における農林業の再生や街づくりなどが挙げられる。
グリーンカーテン	植物を建物の外側に生育させることにより、建物の温度の上昇を抑え、省エネルギーにつなげる手法のこと。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。
クールビズ	地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。
経済・社会のグリーン化	経済・社会活動が環境に配慮したものとなり、経済・社会活動により自然資源や生態系などの地球環境が回復不能なほど損なわれることがないようにすること。
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称して建設副産物という。大きく建設発生土と建設廃棄物（アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材建設混合廃棄物など）に分類される。このうち、アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材は、建設リサイクル法により分別解体と再資源化が義務づけられている。
建設リサイクル法	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のこと。建築解体廃棄物を中心に、土木系も含めた建設廃棄物全体のリサイクルを推進するための法制度。
5R	Refuse、Reduce、Reuse、Recycle、Repairの5つの頭文字をとったもの。

用語	解説
光化学オキシダント	光化学オキシダントとは、光化学スモッグの原因となる大気中の酸性物質の総称。工場や自動車などから大気中に排出された窒素酸化物・揮発性有機化合物が紫外線を受けて光化学反応を起こして、酸化性物質が二次的に生成されたもの。(一般的に、これらの大気中の酸化性物質をオキシダントと呼ぶ)。大気汚染防止法では、このオキシダントの中で、中性ヨウ化カリウム溶液と反応してヨウ素を遊離する物質のことをオキシダント(全オキシダント)と呼ぶ。さらに、この全オキシダントの中から、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダントと呼ぶ。
コンパクトシティ	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを進めること。
コンパクトシティプラスネットワーク	地域公共交通機関と連携してコンパクトなまちづくり(コンパクトシティ)を進めること。
●サ行	
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。
酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常 pH5.6 以下のものをいう。国境を越えた問題となっている。
3010 運動	宴会時における大量の食品ロスを削減するため、最初の 30 分、最後の 10 分を皆で食べる時間を設ける運動。
循環型社会	廃棄物などの発生抑制、資源の循環的利用と適正な処分がなされ、環境負荷が少ない社会システム。循環型社会を形成するための基本法は「循環型社会形成推進基本法」が 2000 年に公布・施行された。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。食品ロスを国民一人当たりで換算すると「お茶碗約 1 杯分(約 113g)の食べもの」が毎日捨てられていることになる。
新エネルギー	「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義され、新エネルギーには、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー、廃棄物エネルギー、燃料電池などがある。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジ。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため従来の IC に比べて低コストでできるなどのメリットがある。
生態系	ある地域に生息する生物群集(同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群)とそれを取り巻く無機的環境(気象・土壌・地形・光・温度・大気など)を合わせた一つのまとまりのこと。
●タ行	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンソパラダイオキシンとポリ塩化ジベンソフランの総称。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっている
大気汚染物質	地球を取巻いている大気は窒素と酸素を主成分にしてこれに数多くのガス状、粒子状などの微量成分が含まれている。大気汚染物質とは、この微量成分のなかで、人、動植物、生活環境にとって好ましくない影響を与えるものといえる。大気中での化学変化の有無による一次汚染物質・二次汚染物質、発生形態による人為汚染物質・自然由来物質、物理的性状による粒子状物質・ガス状物質、行政的対応の有無による規制物質・未規制物質など、様々な観点から分類がなされている。

用語	解説
窒素酸化物 (NOx)	窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス (NOx) ともいう。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。そこで、健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素 (亜酸化窒素) は、温室効果ガスのひとつである。
低公害車	大気汚染物質の排出や騒音の発生が少なく、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。ガソリンや軽油にかわる燃料をエネルギーとする電気自動車、メタノール車、天然ガス車や、制動時に生じる運動エネルギーを回収・蓄積する補助動力を備えたハイブリッド車がある。水素と酸素の反応により発生する電気を動力源とする燃料電池自動車は、次世代低公害車と目され、世界の自動車メーカーにおいて開発が進められている。
都市・生活型公害	自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音など、都市活動あるいは市民一人ひとりの生活様式に起因する公害のこと。
●ナ行	
二酸化硫黄 (SO ₂)	腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石炭中に最大 2.5% 程度、原油中に最大 3% 程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。
●ハ行	
バイオマス	もともと生物 (bio) の量 (mass) のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石燃料は除く) をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。
ハイブリッド車	複数の動力源を用いて走行する自動車。排気ガス規制地域を電気で、規制緩和地域をガソリン-エンジンで走る自動車など。
パートナーシップ	提携、協力関係、連合。
ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。
フードドライブ	家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体等を通じて、広く福祉団体や施設などに提供する活動。そのままごみとして捨てることなく、必要な人へと届けることができる、食品ロス削減へ向けた取り組み。 宇城市では、熊本市を中心とした 19 市町村で構成した熊本連携中枢都市圏で協同で取り組みを行っている。
BOD	水の汚染を表す指標のひとつで、Biochemical Oxygen Demand の略称。生物化学的酸素要求量とも呼ばれる。河川水中の汚染物質 (有機物) が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと。単位は一般的に mg/l で表す。数値が高いほど、その河川の水中に汚染物質が多く、水質が汚濁していることを表す。

用語	解説
浮遊粒子状物質 (SPM)	<p>大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法（平成5（1993）年）に基づいて定められる環境基準では、粒径10μm以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。年平均100mg/m³になると呼吸器への影響、全死亡率の上昇などがみられることなどが知られている。このためSPMの環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下、1時間値が0.20mg/m³以下、と定められている。</p> <p>汚染状況について、年平均値は近年ほぼ横ばいからゆるやかな減少傾向が見られる。平成13年度の環境基準達成率は、一般環境大気測定局で66.6%、自動車排出ガス測定局で47.3%。</p>
プラグインハイブリッド	<p>PHVを一言で言うと「ハイブリッド車とEVのいいとこどりをしたシステム」。近距離は電気のみを使って走行、充電が切れれば、ハイブリッド車として走行できます。このためドライバーはバッテリー残量を気にする必要がなく、走行することができます。また近距離は一滴もガソリンを使用しないため、燃費※はもちろんCO₂排出量も圧倒的に少なく済む。</p>
ブルー・ツーリズム	<p>島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。</p>
保育	<p>植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐などの作業の総称。</p>
萌芽林	<p>立ち木を伐採したあとの根株からでる萌芽を育ててできた森林。主に薪炭材を生産する。</p>
●マ行	
マイバッグ	<p>自分用のバッグのこと。特に、使用後ごみになりやすいレジ袋を減量する観点から消費者が携行する買い物袋のこと。</p>
未利用エネルギー	<p>未利用エネルギーとは、工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。</p>
●ラ行	
リサイクル	<p>資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。</p>
リデュース	<p>減らす、縮小する、抑制する。</p>
リフューズ	<p>拒絶すること。環境保護の分野では、ごみになるものを断る場合（レジ袋を断るなど）についていう。</p>
リユース	<p>再利用する、再生する。</p>
リペア	<p>修理する、修繕する。</p>
レンゲ農法	<p>秋に田んぼにレンゲの種をまき、冬の間はれんげを育て、春に花を咲かせたレンゲを土にすきこんで肥料とする農法。れんげは空気中の窒素を根に取りこんで貯め込むため、稲が必要とする窒素成分を含んだ元肥となり、土壌に力がつき強い稲を作る。また、レンゲはマメ科の植物で、根のまわりに「根粒菌」というものがあり、それが空気中の窒素を直接栄養にする。レンゲが肥料の役割をするので、化学肥料は一切必要なく、100%有機質肥料である。よって、レンゲ農法は栄養たっぷりでも体にも環境にもやさしい農法である。</p>

第2次宇城市環境基本計画（中間見直し版）

令和5（2023）年3月策定

宇城市 保健衛生部 衛生環境課
〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地
TEL (0964)-32-1111(代表)
FAX (0964)-32-0110(代表)